

令和元年12月10日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)			
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春	2番 大 川 徹 也	3番 原 直 弘
	4番 吉 田 豊	5番 田 中 静 雄	6番 原 田 希
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 寺 崎 太 彦
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 森 園 敦 志	
	総務課副課長 宗 雲 英 則	まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農業委員会事務局長 日 高 泰 明	住 民 課 長 扇 智 布 由	
	健康福祉課長 江 島 朋 子	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 小 川 成 弘	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局係長 江 崎 智 恵	

議事日程 令和元年12月10日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
4	6番 原田 希 (続き)	1. 公共施設整備について 2. 中心市街地活性化事業について 3. 消防団の充実について
5	3番 原 直弘	1. 空き家対策について 2. 障害のある人に対する施策について 3. 中心市街地（イオン跡地）の再開発について 4. 子育て支援施策について
6	8番 大川隆城	1. 防災・減災への取組み（特に治水）について 2. 広域ごみ処理施設整備について 3. 学校現場の現状及び今後の対応について
7	7番 吉富 隆	1. 高齢者安全運転事故対策について 2. 中心市街地再開発について 3. 事業交付金について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

6番原田希君、お願いいたします。

○6番（原田 希君）

皆さんおはようございます。きのうに引き続きまして、通告の質問事項、大きな1番、公共施設整備についての要旨の1ということで、引き続き質問させていただきます。

きのうやりとりをさせていただいて、今回、補正でも上がっています中心市街地への武道館、それから社会体育センターの機能、プール等々の可能性についての、きのうは教育委員会としてどういうふうに考えているかというお話をさせていただきました。最後にということで、教育長にお話しいただいたんですけど、ちょっとまた幾つか加えて質問させていただきたいと思います。

きのう創生室長の話の中で、規模が合わない場合は絞り込む場合もあるというような答弁もいただきました。絞り込む場合もあるだろうし、十分可能性としていけるという場合は丸々入ることもあると。逆に、可能性として0もあるということだと思いますが、その答弁をまずいただきたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。原田議員からの御質問ですけれども、私はきのうの答弁の中で経済性とか技術的な側面を含めて検討の上という前置きです、そういったお話を差し上げたところでございました。現段階におきましては、計画に追加するというので、一たん全てを、今出た話ですね、俎上に上げてみようというような形で考えております。ただ、あくまでも可能性の問題でございますので、そこで、要は、いわゆる数字が合う合わないという話になると思いますので、その部分でいろいろ精査させていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

この中心市街地活性化の中でのスポーツ複合施設、武道館、それから社会体育センター等の話なんですけど、少し前に報道で出たことを受けて、私自身も、ほかの議員さんもそうかもしれませんが、町民の方からあそこに体育館でくつとやろうみたいな、それが確定みたいなやっぱり印象を皆さん持っています。改めて9月議会を受けて、きのうの質問をさせていただいたんですけど、きのうのやりとり、そして今、室長の答弁を受けまして、これまでのやりとりで、現段階では教育委員会として協議をなされ、武道館については建てかえてほしいという話を利用者の方もそうですし、私たち議会も何とかちょっとその方向でということをお願いをしてきました。それを受けて、教育委員会としては協議をなされ、一定の方向を出された。当然専門業者に調査をお願いし、その結果を受けて、できれば建てかえをしたいということで一定の方向を出されています。候補地としては、今のところ、有力なのはあそこじゃないかと、中心市街地に組み込めるのが一番今のところ有力ではないかという一定の方向を出されたということで、何というですかね、ぱっと新聞を見てみんなが思うのは、あそこに建つつちゃろうという感じなんですけど、済みません、何度も繰り返しますが、今までのやりとりでは、教育委員会として一定の方向を出されたということで、私としては確認を今とったところでございます。

9月の議会です、ちょっと改めて議事録を読み返してみますと、町長自身は、いやいや、立場としては修繕でいけるんじゃないかというようなお話がありました、武道館についてですね。その答弁を、その考えをですね、再度ここで伺いたいと思います。お願いします。

○町長（武廣勇平君）

ただいま原田議員がおっしゃいましたとおり、9月の議会で私が答弁申し上げたとおりでございます。私は改修でまだ済むんではないかと思っておりますけれども、拠点を中心地に持っていくということについて、その是非を判断する上でも、可能性調査をしたいというふうにたしか答弁したと記憶しておりますので、その流れを受けて、現在、可能性調査をしていくことになっていると御理解いただければと思います。

○6番（原田 希君）

9月答弁をいただいたというところから、そこは変わっていないということでございました。この項に関してはですね、教育委員会として9月に教育長の発言で一定の方向性を出された。その方向性を今回ちょっと確認をさせていただいて、それプラス、これまでのほかの事業での教育委員会とのやりとりを思い返しながら、これがちょっと失礼な言い方かもしれませんが、行き当たりばったりじゃなかったのかというのを確認したかったというのも一つありまして、それがこの先、調査の結果、どうなるかわからないけど、どうなったにせよ、いろんな考えを持たれているということが確認できましたので、この項に関してはこれで質問を終わらせていただきたいと思います。

次をお願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、中心市街地活性化事業について、質問要旨の1番、現在の進捗は、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項2、中心市街地活性化事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願いたいというふうに思います。

これまで競争的対話によりまして、優先契約事業者候補者と経済条件やリスク分担に関しまして、継続して協議を行ってきました。9月定例議会におけます体育館等の中心市街地用地への移転案を受けまして、内部でも協議を重ねてきました。しかし、体育館等を追加設定するということは、これまで優先契約事業者候補者と提示していた要求水準内容と乖離が大きくなるというふうに考えられますので、PFI事業におけます特定事業選定であったり、実

施方針の取り扱いに関し、十分な検証が必要となると思います。そのため、今議会にも予算案として計上しておりますけれども、体育館等の機能を新たに追加設定をするということであれば、その事業可能性や現要求水準書で求めています各施設機能を含め、改めて評価する必要があると考えております。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

これまで3月、6月、9月、進捗、それからスケジュールということで質問させていただきました。この間、9月も質問をさせていただいたんですけど、大体毎回進捗を聞くと、対話の継続中ということで粛々と進んでおりますというところで終わってたんですが、そういう状況でやっぱり実は進んでないんじゃないかというような思いも皆さん、町民の皆さんもそうですし、議員の皆さんもいまいち中身が見えない、進みぐあいが見えないというところでおくれているというような雰囲気になっているのかなということを思っております。

何というんですかね、大まかな募集要綱にあるスケジュール感とやりとりの中でうまく感じ取れない部分でおくれているということプラス、要は、今までの公共事業と違う手法で今回、新たな取り組みとしてやられてますので、その対話の中身についても細かく言えないと。スケジュールもそうですし、要は一番皆さん関心があるのは、一体何ができるんだという部分かと思うんですが、これについては大卒これまで町民の皆さんからの何といいますか、意見交換等も十分になされて、ある程度の町としての希望というか、こういうのはぜひ欲しいというのを、これは募集要綱の事業概要の中にも上げられてますので、以前のやりとりで確認させていただいたのは、これが要求水準書の概要版と思って差し支えないということでしたので、何ができるかと言われると、大卒これで今やってほしいという対話の状況だということで、私の中では理解をしているところでございます。

今回、特に何ができるという部分で、スポーツの施設の話が出て、ちょっといろいろ考えていたときに、今の対話の計画の中での——事業概要でいうと、いろんな機能が上げられてますが、その中でも、中核を担う機能というのはどういう機能を今の段階では考えられているのか、それをお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

現計画の中で今想定している機能ということで御質疑かというふうに思っております。今のところ、私どものほうでいろいろな、PFIにおけます累計が幾つかあるんですけども、そのちょっと累計は度外視したところで、こういった機能を盛り込んでくれということでお話ししている内容につきましては、まず子育て支援施設であったり、健康増進施設、学習室、それとスタジオ、ミュージアム、ギャラリーであったり、集合住宅であったり、メディアテーク、芝生広場であったり、あとこれは独立採算施設にはなるんですけども、商業施設、こういったことを契約候補事業者様とは話をさせていただいたと。それと、あと道の駅

ですね、大きいところではですね。そういったものに関して話を差し上げていたという経緯がございます。

○6番（原田 希君）

今もろもろ上げていただきました。例えば、先進事例を見る場合に、そういういろんな機能がある中でも、例えば、うちは体育館が目玉なんだみたいな、目玉といいますか、ここはというような何といいますかね、要はさっき言いました核、いろんな機能がある中で、これは一番力を入れたいという部分についてこれだと、力を入れたい部分というのはどこになるんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

中心市街地を形成する上において、どれも機能としてはそれぞれが相乗効果をあらわすようなものでございます。相乗効果をあらわす中ではですね、例えば、道の駅とかいうものであれば、その中に商業施設が独立採算施設で入ってくるとしても、商圈を大きく取られるというようなことにもなりますので、一つ何といいましょうかね、いわゆる数字が合うようなところにはなってくるんじゃないのかなと思います。通常の商圈の設定が例えば数キロであったり、十数キロであったりというのが幅広くとれるような、誘客を求められるようなところにはなってきますので、そういった施設に関しては非常に大きいんじゃないのかなというふうに考えております。

あとそれぞれ大きなところもございまして、町民から要望のありましたブックカフェみたいなですね、こういったものに関しても、商業施設の中には構成していけるような形で考えていきたいということでもいろいろ協議を重ねていたところではございます。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

ここで何が言いたいかというと、これまでずっと要求水準をもとに対話を重ねてこられて、9月の段階では、大体詰めの段階ですよというようなお話でございました。今回の手法というのは今までと違って、まずテナント、中の機能を決めてから箱の大きさ、形を決めていくというやり方だというふうに思うんですよね。大きな箱を用意して、ここに入りたい人と募集するんじゃなくて、まず、例えば、出店の意向がある人、そういった方を集めていろんな対話をしながら、じゃ、これでやるのであれば、この形のこの大きさのこういう箱だよなというやり方だと思うんですけど、ここに来て、詰めの段階に来て、1項目めでありましたスポーツの複合施設の可能性——可能性を探るという段階ですけど——という話が出たときに、きのうの午前中の同僚議員とのやりとりの中では、いや、この話は、もし、可能性があるとなった場合にゼロからではなく、追加でやっていくというお話でしたが、スポーツの複合施設を考えたときに、これは十分いろんな機能の中でも核として担える施設になるんじゃないかというふうに思ったわけです。そうすると、内容を決めて箱という考え方からすると、今

までの詰めてきたものが、結局、0から、1からになるんじゃないかなという心配をちょっとしてるわけなんですけど、その点いかがでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

追加設定という形での意味合いのその辺の受け取り方の温度差かなというふうにちょっと思っております。これまで私ども積み上げたものがございます。それに成果物としてあるものもございます。こういった形で、対話という形でとらせていただいたことによる経験値もございますし、それまでにサウンディングもしてきた経験値もございます。そういったものを全くゼロにするということではないという意味です。ですので、これまでの積み上げてきたものを活用できる形ですね、さらに、こういったスポーツに資するような施設に関して追加をしていく、それに関しては、もともと積み上げてるものがあるので、それプラスアルファという形で、さらに洗練したものをつくっていくというようなイメージで、今、私どもは理解しているところでございますので、そういった御理解をしていただけると幸いかというふうに思っております。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

今現在も恐らく競争的対話というのは引き続きやられてると思うんですが、新聞とかでも出てますんで、いろんな希望されている事業者さんというのは、こういう話が今回出てるということも御存じだと思いますが、その対話の中で、いや、実はこういうふうに可能性を探っていく予定なんですよというようなお話も現在されているのでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

どういった状況かということなんでしょうけれども、前回の本議会中にですね、そういった話が浮上したということはお伝えをしております。ただ、体育館の設定というのはその当時的な話でございましたので、これまでの前提と違う話ではありますので、この先、どういったふうにするのかというのは、ちょっと今後、こちらでも協議したいということでの話はしております。法律やガイドラインなどで町が判断することになるということで、そういった趣旨も伝えてるところではございます。ただ、その具体的な反応についてはですね、差し控えさせていただきたいなというふうに思っております。といいますのも、対話の内容につきましては、内閣府によりますPFI事業実施におけますプロセスに関するガイドラインというのがございまして、対話を実施されている間におきましては、対話内容は秘匿とすることを原則とするというふうにされてございます。個別の対話を行う場合には、各民間事業者から当該民間事業者の提案に関する情報が提供される可能性があります、民間事業者の提案にかかわると考えられる発言内容については、民間事業者の同意なしに漏えいすることとかほめかす行為というのは厳に慎むべきというようなこともございますので、そういった点に関しては、具体的な言及というのは民間事業者の不利益になることが多いという点が対話

の中では往々にしてありますので、そういった御理解をしていただけると幸いにございます。
以上でございます。

○6番（原田 希君）

実は、その反応が一番気になってたところなんですけど、今答弁をいただいて、そこはちょっとということですので。

済みません、この項はこれで終わって、次の今後のスケジュールというところでお願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、今後のスケジュールは、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原田議員の質問事項2、中心市街地活性化事業について、要旨の2に関して答弁をいたします。

今後のスケジュールについてということなんですけれども、今後、スケジュールにつきましては体育館等の機能を新たに追加設定することによります評価が必要になってまいります。したがって、新たに検証することになるかと思いますので、現段階で明確にいつということは、この中で名言はなかなかしにくいというふうに考えております。ですが、先ほどから申し上げているとおり、0からではございませんし、これまで積み上げてきた成果というのを活用することで短縮化を図りまして、スピード感を持って事業化を図りたいというふうに考えております。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

今後の流れの中で、一番何といいますか、スポーツ施設、複合施設の可能性を探ってからということになるかと思うんですが、これまでの対話、ずっと継続してやられていますけど、この何というんでしょう、対話の流れというのはここで一たんとまって、そして、新たな機能の可能性を調査後に、またその対話に戻って継続されるものなのか。ちょっと新聞報道ではですね、従来の計画をもとに新計画の検討に移る、協議を終え、新計画の策定後に再び募集するというふうに書かれているんですが、今、継続されている対話というのは、一たんずっと終わってしまって、それと同時に可能性の評価をしつつ、その評価の結果が出た時点で、例えば募集要綱、要求水準書を新たにつくられてから、再度対話に入られるというものなのか、その辺の追加のぐあいの流れといいますか、そこら辺をちょっと教えていただきたいなと思います。

○町長（武廣勇平君）

お答え申し上げます。

P F I 事業として実施する可能性がある事業の発案をした後に、P F I 導入可能性調査の実施をしながら、P F I 事業を実施する事業者選定をし、P F I 事業を実施すると、こういう大きな展開で基本的には考えられていくわけですが、その中を細かく大別しますと、ステップ1としては事業の提案があり、これは民間からの提案を含んだり、事業の発案というような考え方でステップ1がされています。ステップ2が実施方針、策定及び公表、ステップ3が特定事業の評価、選定、公表、ステップ4、民間事業者の募集及び選定、今、ここにあるわけですね。このステップ4の中にも13に分けられていて、1から実施方針の公表から実施方針の修正、特定事業の選定、手続の開始の公示、対話参加者の選定、参加要請、被特定者に理由通知、その後に競争的対話ということになります。今議員がおっしゃったとおり、競争的対話を継続しておりましたが、対話終了宣言をしながらですね、この部分について終了しながら、再公募を行っていくということに手続的にはなりますが、ステップ1、2、3はこれまで踏まえてまいりましたので、P F I 事業として実施する可能性がある事業の発案、あるいはP F I 導入可能性調査の実施についてはもう終わっておりますから、この点で短縮化を図っていくことが可能だというふうに御理解いただければと思っています。

○6番（原田 希君）

今、説明をいただいて、終わってから、また何というですか、追加というのがちょっとよくわかりませんでしたので、いろいろ言っても0からなんじゃないのかというようなイメージを持っていました。今のお話ではそうではないということで理解をしたところでございます。

新しく何というんですか、もう一個ちょっと心配じゃないですけど、どうなんだろうと思うことで、新計画となった場合にですね、再度募集をかけられて、そこで、その計画に対してまた対話という話になると思うんですが、ここで可能性があって新計画として募集をされて、ここで万が一、スポーツの複合施設としてはいける——いけるというか、可能性大だというところで募集をかけた場合に、集まらなかった場合というのも可能性としてはあるというふうに思うんですが、その場合は新計画ではなく、これまで進めてきた、今、進んでいる計画でいくものなのか、可能性はあるんだけど、これじゃ、ちょっと集まらないよという場合、その辺はどうなんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

新計画と現計画というものが併存するということは基本難しいのかなと思っております。ですので、実施方針であったり、特定事業の追加ですね、こういったものをちょっと今後やっていきますので、新計画は新計画としてやっていくということになります。その際に、募集をかけた結果、集まらなかったときどうするのかというお話なんですけれども、一応そこもですね、集める仕組みといいましょうか、事業者さんが参入しやすい応募方法というの

は、ちょっとこれまでも私たちはいろいろ経験した中で、ある程度感触として持っております。その募集の方法につきましても、そこは座組をしっかり組んで、事業者さんたちが出てきやすいような、そういうことを考えながらやっていこうと思っておりますので、そこは余り御心配——御心配なんでしょうけれども、そこは私たちもいろいろ考えた上でやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

ここをしっかりとやっていっていただきたいということと、今いろいろおくられているというような声も聞きますが、これも何度も言っていますけど、中身をしっかりと、事業を実施した後によりやというふうにならないようにきちっと詰めてやっていただきたいという願いをしたいというふうに思います。

もう一点だけちょっと町長にお尋ねをしたいんですけど、今回、新聞の記事を見ながら質問させていただいています。

ほかの議員さんもそうかも知れませんが、実は、結構議会でのやりとりでは、そこは相手があるから言えませんというような流れで、いまいち私たちもこうだという答えをもらえないままにある程度の言葉のニュアンスとかを捉えながら、こういうイメージでということ町民の皆さんにお伝えをできる限りやってはいるんですけど、なかなかそこが十分に伝わらないし、伝えれないという思いでもどかしい、歯がゆい思いをする部分も皆さんあるというふうに思います。その一方でですね、例えば、新聞を見ながら質問しなきゃいけない、この私たちの思いというのもぜひわかっていただきたいなというふうに思っていますが、本当は公表できる範囲であれば、事前に私たちにこういう話もなけりゃいけないというふうに思います。その点についてですね、町長自身、どういうふうに思われているか、ちょっとそこを一言お願いして、この項を終わりたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

議員御指摘のとおり、今回、報道等の記事が出たことで、議会を軽視しているのではないかというような御指摘があるのはおっしゃるとおりであるというふうに思っております。特に関心が高い話題でございますし、この点については議会の皆様方に、議会の開会後にしっかりと審議を経た後にそうした報道がなされると本当はよいのかもしれませんが、二元代表制である以上、議案送付の時期は同じ時期にしなければいけないと私自身は考えておりますし、他の自治体も送付の時期は同じ時期にされておられるところです。よって、定例会見が私はひとつその時期が非常にこの議会との関係を複雑にしている問題であるかというふうに思っております。毎月、月の3週目に行われる定例会見があって、月の頭に開会される議会があるということであれば、定例会見の時期をずらすように今、協議を検討しているところでございまして、これに伴い、詳細なやりとりが議会開会中と重なっていくという

ことになることで、皆様方に議会を軽視しているのではないかというような御指摘がなくなるよう努力していきたいと思っておりますし、努めてこうした関心の高い話題についてはですね、我々もしっかりと議員のお立場というのも尊重しながら考えていくべきものであるなというふうに今回つくづく思ったところでございました。

以上でございます。

○6番（原田 希君）

今回の中心市街地に関しては本当に大きな話でありますし、町民の皆さんも関心が高い、あの場所——ずっと言っていますけど、なるべく空洞化の期間を短くして、町民の皆さんが望むような機能を十分に備えたものをしっかりとつくっていかなくてはいけないというところでは、やっぱりしっかりと議会と行政で議論しながら、いい方向に進めていかなくちやいけないというふうに思っていますので、ぜひそういったことを踏まえてですね、我々もしっかりと先進事例を含めて勉強していかなきゃいけないということは常々思っていますので、しっかりと前向きな議論ができるような方向で進めていきたいというふうに思っていますので、ぜひ行政の皆さんもその思いで取り組んでいただきたいということをお願いして、この項の質問を終わらせていただきます。

最後、もう一回一言お願いします。

○町長（武廣勇平君）

一つちょっと答弁漏れもあったように思いますし、この中心地の事業については御心配と御懸念をすごく与えてしまっておるかと思います。ただし、実態はですね、非常に進捗は進んでおりますし、環境としてはかつてないような状況が生まれておりますので、こうしたことをしっかりと明らかにできる日が来るように粛々とという説明だとなかなか伝わらない部分もあるかもしれませんが、前向きに進めていきたいと考えておりますので、御理解と御協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の3番、消防団の充実について、質問要旨の1番、第3部格納庫の移転に向けた用地選定の進捗は、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

皆様おはようございます。私のほうからは原田議員の質問事項3、消防団の充実について、質問要旨1について御答弁いたします。ほかの議員の質問に対します答弁内容と重複いたしますが、御容赦をお願いします。

消防団第3部格納庫の移転候補地については、平成31年3月の定例議会におきまして、消防団第3部の意見をお聞きするということになっておりました。これを受けまして、消防団第3部員の皆さんで移転候補地について協議を行っていただき、本年の7月末に移転に関す

る要望書が提出されております。場所といたしましては、役場北側の駐車場内となっております。

今回、提出されました候補地について事務局で検討を行いました結果、駐車場内であれば公有地であり、費用的な面からもスペース的にも適地であろうという結果に至りました。駐車場内の建設場所といたしましては、現在、駐車場として法人に貸し出している場所がありますので、打診させていただき、好感触を得ましたが、まだまだ御事情がおありのようなので、もうしばらく交渉を続けていきたいと思っております。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

この格納庫の第3部の移転については、団員の皆さん、かねてからの要望ということで、3月の定例を受けて再度要望を出されたということで、以前にも移転を早くお願いしますというような要望が平成29年に出されていたんじゃないかなというふうに思いますが、今回——3月の議会の時点ではちょっと用地が予定していたところがだめにとというか、別の用途で使われるということで、それは仕方がないなということで、用地が決まらなないと進まないということでしたので、そこを早くというお願いをしておりました。

今回、きのうの同僚議員の質問の中でもそういった回答で用地が決まったということでございますが、もうしばらく時間がかかりそうだということでございました。これがまた、やっぱり変更というふうにならないように進めていただきたいなというふうに思っています。1回変更で、また一からということになっていますので、ぜひ決まったならここで進めていただきたいと思いますので、変更はないよというような確認をここでとらせていただけたらなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

○総務課副課長（宗雲英則君）

駐車場内の今、貸し出している法人様ともお話をしておりまして、确实とはっきり言えるかどうかはちょっと私の一存では言えませんが、間違いなく移転はしますようにお伺いはしておりますので、まずもって間違いのないのではと思っておりますので、粛々と交渉を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○6番（原田 希君）

ぜひしっかりと交渉をやっていただきたいなというふうにお願いをしておきます。

用地の選定についてはこれで終わります。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

質問要旨の2番、移転に向けた現在までの取り組み内容は、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

原田議員の質問事項３、消防団の充実について、要旨の２について答弁をいたします。

移転に向けた現在までの取り組み内容はということですが、先ほど答弁いたしましたとおり、現状では候補地を絞ったところですので、今回の用地選定につきましての経過を御報告したいと思います。

令和元年６月１７日に消防団第３部部長、副部長、武廣町長、総務課事務局において、格納庫移転候補地について協議を行いました。内容といたしましては、３部の団員さんの中で移転希望地を話し合ってもらい、記名、押印をいただいた要望書を提出していただくこととなりました。その後、令和元年７月２９日付で消防団第３部部長より、役場北側駐車場内を移転希望地とする要望書が提出され、事務局で協議を行い、団員の皆様の総意に沿ったところで建設を考えているところです。

駐車場内の建設場所としましては、現在、法人に貸し出している場所がありますので、令和元年１１月２６日付で法人の代表様と話をさせていただき好感触をいただきましたが、法人様の業務等に支障が生じないように引き続き話を詰めていきたいと思っております。

以上、原田議員の答弁を終わります。

○６番（原田 希君）

この項目については、今答弁をいただきましたが、統括の質問のときに言ったようにですね、コンセンサスづくり、今、部長、副部長、それから町長、総務課と協議をして、団員さんの意思確認をいただいたという流れだと思うんですけど、これ実は平成２９年ですか、前回の要望書を出したときに、私としては団員さんの総意の確認をとっていただいていると、たしかいろんな関係区長さんとかもそうだと思うし、団員さん、それから消防委員会でも恐らく話が出ていたと思うんですが、そこでコンセンサスづくりをしたのにもかかわらず、用地選定と一緒に、用地選定がやっぱりだめになったということで別の場所、決まればと思ったんですが、また一からコンセンサスをつくっていきなさいいけないというような町長答弁でもありましたので、これがないように、今回はきちっと意見を集約できたんだというのを私自身、ここに議事録として残したかったという思いがございましたので、この質問を出させていただいてますので、今答弁をいただきましたので、この項に関してはこれで私としては大丈夫ですが、ここでちょっと一言町長に答弁をいただければというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

この新しい候補地については、３部の部員の皆様方の御要望と御要求を全ての団員さんらということで決め、捺印までいただいているということで、３部全体のコンセンサスができていうふうに思います。たしか記憶によりますと、そのコンセンサスがないというような御指摘をこの議場で受けましてですね、それであれば、最初からこの３部の部員さんにお話を伺う必要があるという流れで始まったことで、大変大きな時間がかかったことと思いますけれども、それにつきましては非常に御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げたいと

と思いますが、今後、貸し出している土地については法人様の御意向もおありのようでございますので、なるべく支障のない形で、かつ、なるべくスピーディーに事を進めていくために協議をさらに回数をふやしていきたいというふうに考えてございます。

○6番（原田 希君）

町長からも答弁をいただきましたので、この項に関してはこれで終わっていただきたいと思います。ぜひスピーディーに進めていただければというふうに思います。

以上です。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、今後のスケジュールは、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

それでは、原田議員の質問事項3、消防団の充実について、質問要旨3の答弁をいたします。

先ほども答弁しましたとおり、駐車場内の建設予定場所としましては、現在、駐車場として法人に貸し出している場所を考えております。今後のスケジュールはということですが、法人からは好感触をいただいておりますが、法人が移転するに当たりまして、まだまだ期間を要するようでございますので、現段階では明確にスケジュールを示すことは難しいかと思っております。しかしながら、スピーディーに進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、原田議員の質問の答弁を終わります。

○6番（原田 希君）

スピーディーに進めていただきたいというふうに思います、先ほども町長にも言いましたけど。

今の答弁を聞く限りでは、法人さんが移転をされたら取りかかれるというふうな受け取りをしたんですけど、きのうの同僚議員の質問、同じ格納庫のいつごろかという話の中で、副課長答弁があったんですが、現在の3部の格納庫の場所については立地が問題であると。よって、坊所南北線ですね、南北道路の道路にあわせて改修すべきと、これは町なんですか、担当課では判断したというような答弁がありました。となると、何年後かなというふうに思ったわけでございますが、きのうの答弁と今言われた法人さん、移転されたらかかれるのかなと、今の答弁では理解をしましたが、そこをもう少しはっきり聞かせていただけたらというふうに思います。

○町長（武廣勇平君）

私の発言だと思います、それは。きのう申し上げました3部格納庫の移転の必要性がなぜ

あったかというところで、築上の問題ということと、南北道路の改修が当時要望としても上がっておりまして、認定こども園の設置に伴いまして幅員を広く確保しなければいけないというような状況があり、ちょうど格納庫が立地する位置が南北道路の幅員を広げるのに移転の必要があるというタイミングが重なったということを申し上げたつもりでございましたけれども、南北道路の改修にあわせてという表現をしたのであれば、改修の時期まで待つということでは決してなく、改修の時期にはですね、そうした格納庫がない状況をつくっていきたいという趣旨でお伝えすべきであったと思いますので、そういう意味で御理解いただければと思います。

○6番（原田 希君）

今の答弁で納得をしました。立地が問題ということもありますし、老朽化ということも私としてはあわせて思っていますので、先ほど来、言われているように、なるべく早く取りかかっていただきたい、移転を完成させてほしいということをお願いして、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

3番原直弘君、お願いします。

○3番（原 直弘君）

皆さんおはようございます。3番原直弘でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

質問事項は大きく分けて4点でございます。

まず、1点目は空き家対策についてということで質問を上げております。

昨日の一般質問の中で、現在の取り組み状況として、平成29年度に空家の実態調査を行い、その結果をもとに空家と確認された68件の所有者に対し、調査結果と適正管理についての通知文を送付された旨の説明がありました。

まず、その通知文で、空家の適正管理についてどのような内容でお示しされたのかお伺いしたいと思います。

また、特定空家の判断については、適切な管理の促進のための助言、立入調査を経て特定空家の判断に至るとのことであったかと思いますが、では、調査時点で倒壊の危険性が高く、緊急度が極めて高い特定空家について、この対策について、地域住民の生活に直接的な悪影響を与えておりますので、これについては緊急を要するものと思っております。この調査時点で、空家7棟がこれに該当するのではないかと考えておりますので、いつをめぐって特定空家の判断をされ、その後の対応に進んでいかれるのかお尋ねしていきたいと思っております。

2点目は、障害のある人に対する施策ということで質問を上げております。

国において、平成30年度に策定された第5期障害福祉計画の基本指針の主なものとして、地域共生社会の実現に向けた取り組みが上げられており、上峰町でも障害福祉計画において、地域生活への支援ということで、住みなれた地域で自立した生活ができるようグループホームの設置を掲げてあります。

そこで、グループホームなどの地域における住まいの場の確保について、どのようなスケジュールで進めていかれるのかお伺いいたします。

3点目は、中心市街地の再開発ということで上げております。

この件に関しては、本年の定例会ごとに、またきのうから幾度となく同様な質問が出されているわけですが、執行部からは、進捗などに関してなかなか明快な回答が得られない状況でございます。

現時点において、事業者とのやりとり、また、イオンからの無償譲渡に関し進捗が見えない中、今回、イオン跡地に隣接する買収予定の一部の財産取得の議案だけが本議会に上程されている状況でございます。また、再開発予定地に体育施設などを整備する案も出ており、今まで以上に先が見通せない状況でございます。

そこでまず、イオン跡地に隣接する買収用地について、本議会上程がなぜ一部の用地しかできなかったのかをお尋ねしまして、その後に進捗状況や今後のスケジュールなどをまたお伺いしていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4点目は、子育て支援施策について質問を上げております。

スタディクーポン事業については、上峰中学校の魅力を高めることを目的とした施策ということで、事業の対象者が上峰中学校の生徒になっていることは理解いたしますし、この事業の趣旨、目的にも賛同しております。また、この事業が保護者の方にも大変好評ということも聞き及んでおり、大変ニーズに合った施策ということも認識しております。

しかし、その一方で、上峰中学校以外に通われる生徒さんや父兄の皆様からは、なかなか御理解をいただけない現状もございます。

9月議会において、教育施策か子育て支援策か整理をしていくというお話もあり、また、しっかり検討していきたいという御回答もいただいておりますので、その経過についてお伺いいたしたいと思います。

以上、4点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、空き家対策について、質問要旨、現在の取り組み状況と今後の対応について、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様おはようございます。私のほうからは、原議員の質問事項1、空き家対策について、要旨1、現在の取り組み状況と今後の対応についてという質問につきまして答弁いたします。

まずは、空家の状況でございますが、昨日の田中議員との答弁と重複するところがございますので、御了承いただきたいと思います。

平成29年度に町内全域を対象としました空家等実態調査を行い、空家等建物81件に対し、保安上の危険度、建物が存在する敷地の状態を総合的に判断し、活用可能から活用困難のAからDの4つに分類を行っております。

本年度の8月には、空家等の建物81件に対し、平成29年度の実態調査以降における活用状況の調査を行い、入居済み、または更地や新築等の空家の活用をされていた13件を除いた68件につきまして、9月20日付で平成29年度の調査結果と空家の適正管理の通知文を送付しております。

この通知発送後においても、4件の空家等の活用の状況を確認し、また、10件ほどの空家等の相談を受けております。

空家等対策の推進に関する特別措置法によります今後の対応につきましては、さきに述べました活用困難のD評価の7件につきまして、所有者等による空家等の適切な管理を促進してもらうための情報提供、助言、その他必要な援助を繰り返し、それでも改善が見られないときには立入検査を行い、特定空家等の基準に達した場合は、特定空家等と判断し認定いたします。特定空家等に認定しますと、助言及び指導を行います。それでも改善が見られない場合は、助言及び指導の内容を講ずるよう勧告を行います。

この勧告を行っても必要な改善が見られない場合で、特に必要と認めた場合は、勧告の措置を命ずる命令を行います。命令の措置が履行されない場合は、行政代執行となっていきます。

個人の財産であります空家等の適正管理は、第一義的には所有者等がみずからの責任において行うことが原則でありますので、今後も空家等の適正な管理について、所有者等への啓発に努めてまいります。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

今、課長からの説明はきのうお聞きしたので、それを踏まえて質問したんですけど、ちょっと意図が伝わらなかったということで、まず、通知文の送付された内容ですね。どういう、結構強い指示とかそういうのであったかどうか、それともちょっとオブラートに包んだのか、そこら辺を踏まえてお聞きしたかったんですけど、それともう一点が、その特定空家の判断をされる工程はきのうお聞きしたんですけど、それでは、いつをめどに持っていけるのか、それを詳しく聞きたかったんですけど、よろしくお願いいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

通知文の内容はというところの御質問だったかと思えますけれども、3つのことをまずお伝えをしております、1つ目が所有者等の責務として、当該空家等が危険な状態にならな

いよう、みずからの責任において適正に管理をしなければなりませんということをお伝えしております。また、空き家を放置し、他人の生命や身体、財産に被害を与えた場合は、空家の所有者等の責任として損害賠償を問われることがありますということをお伝えしております。

また、適切な管理が行われていない空家等は地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている場合、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて特別空家等に判断され、助言、指導、勧告、命令、代執行を行うことが可能となっているということをお伝えしております。

また、それに加えて、勧告されますと税制優遇措置を受けることができなくなったり、代執行の費用は所有者が負担となるということをお伝えしております、それに加えて現地調査の報告の写し等を送付しているところでございます。

もう一つの質問事項でございましたいつをめどにということでございますが、こちらのほうは、今現在はいつをとところはございませんで、まずは空家の除去の要綱等の整備のほうを行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

依頼文の内容等は理解いたしましたし、いつごろをめどにするかというのはちょっとまだ詳細には決まっていないということだったんですけど、きのうの一般質問のやりとりの中で、補助金等の要綱ということで、ちょっと今その点を言われたかと思うんですけど、それがいつごろまでに、きのうのやりとりの中では、20市町のうち15は補助金なり助成金なりして解体とかリフォームとか、そして雑物の除去ですね、家の中の除去、そういったのをされているということで御回答もありましたし、私もちょっと確認しておりますけど、やっぱり近々に重要な問題として、20のうち15市町が多分、結構早目に制定されているわけだと思うんですけど、実際、後手に回っているものの、今生活環境に多大な影響を及ぼす可能性がある物件にもう既に7件とかがなっているんで、それは要綱等の整備を早目に進めていただきたいなということがありますので、その辺をいま一度お尋ねしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

補助金の要綱をいつまでに整備するのかというような御質問だったかと思いますが、補助金交付要綱につきましては、案のほうを今年度中に作成いたしまして、必要な予算措置にあわせまして、交付要綱の制定の運びとなるかと思っております。

予算措置につきましては、毎年度11月が国への締め切りになっておりますので、令和2年度で空家対象者に対しPRを行うとともに、令和3年度に募集をかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今既に解体費用の助成補助について要綱の案を作成されているということでお聞きしたんですけど、空家等の対策の調査時点で、アンケート結果から解体するときの支障が出るということの答えの中で、解体費用はもちろんのこと、そこの空き家の中にある家財道具とか雑物とかの処理も困っているというアンケート結果も出ていたと思うんですよ。

それで、市町によってはそれをプラスの補助金として策定されているところもあるので、それについても検討をされているのかどうか、されたのかどうか。そして、されていないならしていただくような方向で検討できないだろうかということでお尋ねしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

町独自の補助はあるのかというような御質問の内容だったかと思いますが、補助金の内容につきましては、いろんなところの市町の要綱等を参考にさせていただきながら、よいところをなるべく取り入れながら作成をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

なかなか空き家の解体処分というのは、個人に係る分だと思うんですけど、やっぱりとにかく倒壊の危険がある空き家というのは、周辺の地域住民の方にも悪影響を及ぼすと。倒壊だけじゃなくて、保安上とか、虫が湧くとか、はたまたシロアリの発生もあるという案件も私聞き及んでおりますので、そういった空き家対策を進める上では、当然公共性の高いものとして、先ほど言った解体費用はもちろんのこと、家財道具の処分等も一緒に補助をしていただくような方向で検討していただきたいなと思っております。

あと、もう一つネックになっているのが、多分解体後の除去後に更地になると思うんですよ。更地になると、今までは固定資産税とかの住宅用の特例措置があっていたかと思うんですけども、それがなくなる上に解体が進まないということも聞いております。調査時点でのアンケートでもそういった回答もあったかと思うんですけど、その取り組み、空き家対策の取り組みの一環として、除去後の土地について、固定資産税の減免をある一定期間することができないだろうか、それを検討する余地があるのか、検討していただきたいというのが1つあるんですよ。それで、空家対策に対して推進が進めば、これをもって補助金同様の方向に進むのかなというふうに考えますので、その点を踏まえてよろしく御回答をお願いいたします。

○住民課長（扇 智布由君）

除去後の土地の固定資産税の減免についてという御質問だったかと思いますが。

助言、指導、もしくは勧告の猶予期限までに除去を行った空き家等に関しまして、条例減税制度に基づき一定期間固定資産税等の減額を検討するというようなことを計画の中に書いておりますので、税務課のほうと協議をしながら、こういったことも考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今の御回答によると、特定空家で勧告を行うことだという話で固定資産税の住宅地特例がなくなるというお話かと思いますが、実際、特定空家になるとときには、既に先ほど何回も申しますけど、周りの住民の皆様が相当苦慮されているいろいろな不安がられているということでもありますし、これ調査時点でAからDの4ランクつけて、Dの活用困難が特定空家に相当するだろうということでお伺いした中で、多分Cの大規模修復が必要な空家についても、すぐにDに移行するような空家も多分あるんじゃないかと思うんですけど、これを特定空家とすることが難しいので、特定空家になった時点でそういうことをしても若干遅過ぎるのかと思うので、その前に、できたらその空家について、そういう特定空家と同等な取り扱いをすることにより、よりよい空家対策の推進になるのではないかということで、先ほどちょっと私お伺いしたわけなんですけど、その点についてお話をお伺いします。

○住民課長（扇 智布由君）

特定空家となる前の減税措置を考えているのかというような内容の御質問だったかと思いますがけれども、環境部局としましては、ちょっとまだそこまでは考えておりません。今後、そういったことも検討する余地があるのかなというふうには考えますけれども、税務課のほうとも協議をしながら検討をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

ぜひ前向きに、するなら補助金とか制定されたと同時のほうが、明らかに住民さんたちへの説明、途中でまた、いや、やっぱり減免しようかなという話になると、その前にされた方もいろいろ、何かな、苦情ではないですけど、そういったことも出るやもしれませんので、その点について、留意して検討していただきたいと思います。

この空家対策については、先ほどから申しますように、地域住民の生活環境に直接的な悪影響を与えるということで、対策の取り組みについては迅速な対応、推進をお願いしたいと思います。

これでこの項は終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問事項の2番、障害のある人に対する施策について、質問要旨、グループホームなど地域における住まいの場の確保について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。原議員の質問事項2、障害のある人に対する施策について、要

旨1、グループホームなど地域における住まいの場の確保についてに関して答弁いたします。

これまで社会福祉協議会の運営による就労継続支援B型事業所の整備を行い、就労の場としての確保は行ってきましたが、障害のある方が安心して生活できる環境づくりや長期入院、精神障害者の住まいの確保となる生活の場としてのグループホームについては、近隣の市町で整備をされている施設を利用されている状況でございます。

当町では、平成27年度から平成30年度までG C Fを活用し、プロジェクト7 C o l o r s ～障がい者の高齢化問題とひきこもり問題対策の処方箋～として、雇用の促進や定住促進を図り、積極的な支援を行っていきたいと考え、寄附金を募りました。令和元年度につきましては、集まった寄附金をどのような施設整備に、またどのような形で使用するのかを検討している状況でございます。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

最後に検討しているということでお話がありましたけど、G C Fの活用ということでお話が出たので、それについてお伺いさせていただきますけど、平成30年度まではG C Fをされていたと思うんですけど、31年度にその寄附金をされなくなった、募られなくなった。それがなぜなのかなというのが1つ疑問であったんですけど、その点についてお伺いしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまのG C Fの活用について、平成31年度、令和元年度に寄附を募らなかった原因ということでのお尋ねだったかと思います。

これまで、このグループホームの趣旨について御理解をいただきまして、寄附金をいただいた方について、ある一定度のお示し、今後の町の方針なりをお示しする必要があるというふうに検討をしております。

今年度に線を引きまして、どのような形で進めていくのかについて検討させていただいた上で、寄附者の方についても説明をさせていただきたいと考えておりまして、そのような形で令和元年度については寄附を募らなかったということでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今の説明では、寄附者に対して、その使用の方法とか活用とかについて説明をしていくというお話であったかと思うんですけど、ちょっと先ほど検討しているという話と説明をするということで、説明するということは、今の時点で何かそういう進みぐあいとか、そういうのがあるんじゃないかと、今その回答で感じた次第でございます。

そして、今30年度決算で寄附金が2,000千円ほどあったかと思いますが、その辺の使用ですね。ということは、ことし寄附を募らなかったということは、もう来年度には何らかの

足音が聞こえてくるというか、それを今の時点で想定されているようにも理解しましたので、その辺の2点について説明していただきたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの寄附を募らなかった。今後の寄附をしていただいた方に対して説明をするに当たって、今後何か計画があるのではということと、2,000千円ほどの寄附の使用の目的というものの御質問だったかと思います。

まずもって、現在、東部地区になりますが、圏域別の福祉サービスの充足状況を見ますと、共同生活援助（グループホーム）については、東部地区では定員335名に対して利用者173名ということで、十分に充足ができているということになってございます。

今後は、今の状況を見据えた上で来年度、令和2年度について、本町でも障害者計画、障害者福祉計画というものを整備する予定になってございます。その中で、現状を踏まえたところで整備をする必要があるというふうに考えておりまして、使途についてもそのような計画の中で盛り込んでいくような形になります。

申しますと、今現在、県の補助というのがございまして、佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金交付要綱というのに基づいて県が補助をしております。その中の対象になる補助ができる事業所としましては、障害福祉関係施設の施設整備を図るための社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、一般社団法人等の社団法人についての補助がこの要綱の原則となっております。国が4分の2、県が4分の1、法人に対して4分の1を補助される内容のものとなっております。ですので、町としましては、どのような形でこの寄附金を使っていくのかについては、まだ正確には決まっておりませんが、こういう法人で施設整備をされる方についての補助になってくるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。原直弘君の一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

3番原直弘君からよろしくお願いします。

○3番（原 直弘君）

先ほど、ちょっと私がいまわらなかつたのは、計画においては、障害福祉計画においては、グループホームの設置を掲げておられますよね。それで、実際グループホームを建てられるのは、先ほどの説明であつたように医療法人とか社団法人とか、社会福祉法人とか、そういった説明だつたと思うんですけど、そしたら、町の役割として、どうやった形でサポートというか、つなげられるかというか、そのグループホームの建設に至るのかというのを説明していただいでよろしいですか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

計画においてはグループホームの設置ということであるが、町の役割として、今の経緯を話したところでサポートの内容はどうしていくのかという御質問だつたかと思ひます。

方向性としましては、障害者には生活の場の確保、それからひきこもりの方についてはともに社会にかかわりたいという根本の望み、また、就労の場を結びつけるほか、ひきこもり者や不登校児の生徒に地域でのサポート体制の充実を図るということで、学校や社会への復帰や雇用の結びつけということで、総合的な支援をするという目的でG C Fについては寄附金を募つたという経緯がございます。こちらについて、社会生活をともにするのが正常なことですということで、計画にのつとつた本来の望ましい姿について、事業を実施するといひますか、支援をしていくという形になつていくかと思ひます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今の説明ではちょっとわからなかつた点がありますが、具体的に言ひますと、そしたら、その2,000千円の使途、まずそれを具体的にお聞きしたいと思ひます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

寄附金の使途ということのお尋ねと思ひます。

先ほど御説明しました佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金交付要綱に基づいて補助されるものがござひますが、町の補助になるか交付になるかということはまた今後協議するところではござひますけれども、町としましては、その対象外の経費を補助することになるかというふうに考へております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

それでは、今の説明では、その2,000千円ほどのお金は、例えば、進出されるグループホームさん、医療法人なり社団法人なりの補助対象以外の単費に充当されるということでの説明であつたかと思ひますけど、まず、設置ということで実際計画で掲げておられるので、グループホームを今度実際上峰町に持ってくる場合に、どういった動きになるのかなというのもあると思ひますよね。

それで、上峰町が要望しているということをどこかにそういう医療法人なりに伝えておかないと、全然上峰町にも来られないだろうし、その流れがどういうふうになるかというのがちょっとお聞きしたかったんですけど、その点はわかりますか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

グループホームを設置する場合、どういう動きになるのかということになると思いますが、県のスケジュールでいきますと、法人がまず設置をされるに当たり——建設になるかと思うんですが——されるに当たり、事業のスケジュールとしまして、例えば、来年度予定をされているという場合に、まず今年度は施設整備内容について検討をされます。来年度については、4月ごろまでに施設整備事業の参入予定事業者による県への事前協議を行われます。同年の7月に事業者の選定をされまして、8月に施設整備補助金協議書を県に提出されることになります。同年10月ごろ県、国の審査、翌年国庫補助の内示、補助申請交付決定、それに伴い竣工をされるということになります。

業者をどのように事業所をこちら町内のほうに持ってくるかということにつきましては、こういう協議を県と町と、またそういうことになると思いますが、そこについても先ほど申しましたように、充足率については十分、東部地区圏域については満たしている状況ですので、仮に申請を事業所がされたといった場合、必ずしも申請が認可されとは限らない状態にもありますので、そこについては慎重な協議が必要になってくるかと思っております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今の説明では、結局東部地区は充足率が低いので申請しても認可がされないかもしれないという説明であったかと思えますけど、ちょっとここで町長に御質問なんですけど、実は、町長の公約の中でグループホームの建設ということを掲げてありました。その点について、ちょっとお聞きしたいなということで思っておりますのでよろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

ただいま原議員から御質疑がございましたように、私の公約事項に上げていたのではないかとということで、そのとおりでございます。公約を策定する前に、町内の保護者の、障害の方々を子育てになられている保護者の方々とお話をする機会がございまして、その際に、やはりグループホームの建設をというお声が非常に強いことを確認させていただき、公約に上げさせていただいたところでございます。

先ほど健康福祉課長が示しておられるように、令和元年度以降のスケジュールについて詳細に進めていく中で、議員御承知のように充足率が高くなっている東部地域ではございますが、町内には1カ所もなく、非常に保護者さんが求めておられるような施設と言えないものもあるやに聞いておりますので、その点は利用者の気持ちというものをしっかりとお聞きした、そういう環境をしっかりと整えて建設に協力をしていけたらというふうに考えてございま

す。

○3番（原 直弘君）

今、町長から御説明がありましたとおり、その中で、やっぱり計画を策定というか、進めていく上で重要になってくるのは、やっぱり当事者というか、障害をお持ちの方の保護者さんの方がやっぱり将来を不安がられたり、本人さんたちも高齢化によってできるだけ今までの住まいの近くでというのが結構願望にあられると思うんですよね。その辺を町長も念頭に持っておられますので、私としてもそういう方向性を決定するに当たっては、保護者様方の意見とか考えを聞きながら進めていただきたいというのが一番重要じゃないかと思っております。

その点をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○健康福祉課長（江島朋子君）

計画を進めていく中で、保護者の思いを酌んで意見を聞きながらということの御質問だったかと思います。

先ほども申しましたように、令和2年度については、障害者計画、障害者福祉計画の見直しをすることとしております。この中に、この計画を策定するに当たりましては、上峰町総合福祉計画審議会の中で検討をしていただく、町から諮問した内容について答申をしていただくという形になっております。その審議会の構成委員の中に、これまでもですが、障害者を持たれる方の親御さんも委員として構成委員の中に入っていておりまして、その中で十分、親御さんが持たれている悩みとか課題とか、そういうものについては意見を出していただくような形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、ぜひそういった形で意見、考えを重視しながら事業を進めていっていただきたいと思えます。

この件に関してはこれで質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、中心市街地（イオン跡地）の再開発について、質問要旨、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原議員の質問事項3、中心市街地（イオン跡地）の再開発について、要旨1に関して答弁をいたします。

他の議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

これまで競争的対話により、優先契約事業候補者と経済条件やリスク分担に関し継続して協議を行ってまいりました。９月定例議会におけます体育館等の中心市街地用地への移転案を受け、内部でも協議を重ねてきました。しかし、体育館等の追加設定をすることは、これまで優先契約事業候補者へ提示してきました要求水準内容とは大きく乖離するだろうと思われますので、ＰＦＩ事業におけます特定事業選定や実施方針の取り扱いに関し、十分な検証が必要となります。

そのため、今議会にも予算案として計上しておりますが、体育館等の機能追加を新たに設定するのであれば、その事業可能性や現要求水準書で求めている各施設機能を含め、改めて評価する必要があると考えております。

今後のスケジュールにつきましては、体育館等の機能を新たに追加することによりまして評価が必要になりますので、新たに検証することになります。現段階で明確にいつということとは名言できませんが、０からではありませんし、これまで積み上げてきた成果を活用することで短縮化を図り、スピード感を持って事業化を図りたいと考えております。

原議員の質問の答弁を終わります。

○３番（原 直弘君）

まず、今の回答としてはそれぐらいだろうかなということで思っておりましたけど、一番初めにもお聞きしましたけど、今回、用地買収ということで議案を上げておられますけど、よく見ると、この用地取得予定の一部の物件しか今回計上されていないと。９月議会では予算説明の中では事前にある程度の単価とかの打ち合わせがあって上程されてその額に至ったということでの説明を受けておりました。それだったら、９月に実際議決してすぐ仮契約の手続が、全部がなされて１２月とか３月とかに上げられるのかな、一緒に同時に上げられるのかなということで思っていましたけど、今回はその一部の案件だったと。ということは、もう一つの用地買収の土地について、どうして今回できなかったのかということでちょっと疑問に思いましたので、その点をお尋ねしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

今回上程しております議案と別のもう一件のほうの本来議案で上げるべきだったんじゃないのかという御指摘かというふうに思っております。

私どものほうとしても、全部一緒というのが一番よかったなというふうには思っているところではありますけれども、隣地のほうにつきましては、地権者様が御逝去をされました。それで、現在相続手続を開始されております。当該隣地におきましては、一応地権者様とはおおむねいろいろな条件交渉につきましても大分進んでいる状況ではございました。

相続手続を終えた後に、隣地の遊技場の駐車場部分とかも分筆の作業とかをしておりますので、そういった登記が终えれば速やかに仮契約というふうな状況でございますので、次回ぐらいでお示しできればとは思っているところでございます。ですので、年明けぐらいに仮

契約をさせていただければぐらいの感じで、今スピード感としては進捗をしているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、室長からの説明で、相続手続を今現在しているという流れの中で、実際、9月時点では単価の設定に当たっては、多分交渉を事前にされていたということだったんですけど、実際、そのされた相手方が今の相続人であったか亡くなられた方であったのか、実際、これで質問するのは、御逝去された方であったら、実際相続人の方が、うんにゃ、ちょっとこれは安いんじゃないとか、そういった流れになるやもしれないので、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけど、お願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

実際、その当時交渉しておりましたが、被相続人のほうとされておりました。その後、私どものほうも再度地権者のほうとまたお会いをしまして、これは相続人のほうとお会いをしまして、その売買に関する意向に関しては変わりませんというふうに伺っております。

ですので、もうすぐ、そろそろその辺の相続が終われば、速やかに手続のほうに移行できるんじゃないかという感触は得ております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

仮契約、ちょっと今の説明で仮契約がスムーズに進むということで安心はしました。

そして、もう一つ疑問に思ったのが、今回上程されている土地、その上の建物があるんですけど、多分建物自体は全然お金、9月に用地買収の予算を上げておられますけど、それには多分入っていなかったと。ということは、多分余計な建物ということで、それはもうあくまで無償——無償というか、かえって建て物があつたほうが余分なんですけど、その辺の取り扱いはどうなぐあいだったんですか、ちょっとお伺いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

建物に関しての取り扱いですね。議員おっしゃりたいのは、大体更地にするべきだったんじゃないのかという話だったのかというふうに思います。

それで、補助事業とかであれば、あるいは公有地の財産の推進に関する法律であったり、収用法、こういったものを適用したり、補助事業でやったりする場合に関しては、解体費を算出して、その価格を乗せた上で保障して、解体を地権者にしてもらおうと。それで、それによって取得するということになります。ですけど、補助事業における考え方としては、基本的にはそうかなというふうに思います。

しかし、今回の折衝ではそういったことも当然検討はしております。

しかし、現況有姿にて取得後解体を行うに当たって、本事業用地における解体と、これは

当該、今回上程する案件の解体部分と、商業用地におけます建屋の解体を同タイミングで行うということであると、例えば、共通経費だったり、あるいは一般管理費だったり、重機損料とか機材運搬費、こういったものをもろもろ考えますと1回で済むと。そうなると、結果的には安価に仕上がるんですね。安価な費用で済むと評価をしました。

したがって、今回は地権者への解体費の上乗せをせず、現況有姿への引き渡しとさせていただいているというような状況でございます。

そういうことを選択したということでございます。経済性を重視したということでございますので、御承知おきいただきたいというふうに思っております。

○3番（原 直弘君）

建物の解体等の件については理解をしましたが、今回、もう一筆残っているわけですね。それで、9月に上程された金額から今回契約の金額、差し引くと1億円ちょっとですね、7,000千円程度。それを面積で割り返しますと、なぜかしら今回上程されている単価と乖離があるというか、安くなっていると。今回上程されているほうが高いと。その差が乖離している分ですね、それが評価なのかそれ以外のものなのかということでお伺いしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これに関しては多分、計算上合わないだろうというふうに思います。ですので、評価し得るということでございます。

以上でございます。評価しております。

○3番（原 直弘君）

評価しているということであれば評価しているとは思いますが、単純に誰が見ても同じような土地みたいな感じですね。片やでも建物が建っていると。その中で、今回買われるのもう一筆、その差が例えば、80%を——今度上程されている単価がもう一つ残っている単価よりも120%以上高いということは違いますかね。ちょっとその辺を。私の計算では平米当たり9,700円と7千円ぐらいであったと思うんですけど、その差が評価によるものなのかの確認を再度したいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

価格を申し上げるのは、なかなかこの場では難しいかと思っておりますけれども、基本、隣地につきましては同ベースで考えているところでございます。じゃ、何が違うかと申しますと、先ほど申し上げたとおり、解体費に関しては通常、解体を地権者にその分寄附し、寄附した分で地権者にやっていただくというのが、補助事業の場合なんかでは筋ではあるんでしょうけれども、この部分は一旦算定はしたもののお渡しはしません。

それで、じゃ、何があるかといいますと、教習所のコースとか信号機とか、そういったものがあるんですけど、そこを移転になぞられたところで、再構築で一旦数字に乗せておりま

す。その部分を交渉という形でずっとしていきまして、最終的にはこの合計額になっているという状況でございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今何か、もとの教習所というか、そのいろいろな附帯構造物が算定されたということであれば、それはやっぱり土地にかかってくるものですか。それとも補償費とか、そういうものに係るんじゃないかなとちょっと今話して思ったんですけど、そうではないんですかね。その確認をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

その土地に係るというか、補償の部分がどうなるかということなんですけど、それは費目のことを言われてあるということですかね、どういうこと。（発言する者あり）

はい、一応こちらのほうの考え方といたしましては、こちらのほうとしては、本節で公有財産購入費という形で予算計上しておりますけれども、これに関しても実務提要ということで確認をさせていただいております。

それで、取得するに当たっては、当該土地の取得原価を基礎とすべきということになっておりまして、用地費であったり補償費であったり、そういったものに関しては、条例で定める金額、面積以上の土地を取得しようとするときは、議会の議決を得なければいけませんので、この場合、議決の可否を判断する基礎となるという取得価格には、当該土地の財産的価値のみを言うのではなく、当該土地の取得に要する経費というふうに考えられますので、こういった経費を含めて議決の可否を判断することになり、予算上も公有財産購入費に計上することが適当ということで判断をして、そういう上げ方をさせていただいているというところ です。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今の説明については、ちょっと後ほど私勉強させていただきたいと思います。

続いて、イオンとの無償譲渡の件ということでお伺いしたんですけど、実際、イオンの無償譲渡がどんどんおくれれてきていると。そしたら、年またがって来年になると、実際イオンさん、今固定資産税がかかっていると思うんですけど、それも年またいでというか、1月1日の基準日なので、当然固定資産税は出てきてイオンさんが支払うと。それも結構、金額的にはあんまり承知していないですけど、10,000千円、20,000千円ぐらいあるんじゃないかと私自身は思っていますので、それを考えますと、それを払ってまでも無償譲渡に持っていけないのは、それ以上に向こうの得になるというか、利益になることがあるんじゃないかなということで考えるんですよね。

その辺で、実際そういう固定資産税を支払うことに関して、何か担当課が考えられたこと

とか、イオンとの交渉の中でそういうお話があっているのかどうかのちょっと確認をしたいのでよろしくお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

業者さんとの対話の中身は申し上げられませんが、昨日申し上げましたように、土地と建物で解体まで含めるとかなり高額なものを無償譲渡するということをどう捉えるかということによります。

私が感じているのは、やはり無償譲渡させたいというようなお気持ちをお持ちの相手方がいらっしやって、それを受けてしまえばリスクが離れるわけでありますので、これは我々の財産になってしまいますから、そうすると、解体等さまざまなリスクを負うことになるので、その点はむしろ逆で、イオン側からすれば、そういった無償譲渡を進めたいというお気持ちが先にあったというふうに私自身は感じております。

しかしながら、イオン内部でそれは行政に対して大変申しわけない行為だというような異論も当然あるように聞いておりまして、やはりしっかりとした絵をつくりながら、そうした行政と無償譲渡するときと同タイミングでそれを出していく必要があるんじゃないかというお声も一方でありますし、固定資産税の支払いについては、そういったイオン内部での考え方はあるのかもしれませんが、それよりも地域に貢献するイオンと看板を掲げておられますので、地域に失礼のないように対応したいという思いが強いのではないかというふうに私自身は感じているところでございます。

○3番（原 直弘君）

実際、今、町長の答弁を見ますと、そういう固定資産税の支払う支払わないの話はなかったようにということで捉えましたが、それでよろしいですか、そのイオンさんが考えられることということで。

○町長（武廣勇平君）

イオンぐらいになるといろんな意見が社内にも存在するようであります。そこを両方聞くこともあれば、片方の意見でまとまって聞くこともあるんですけども、イオン内ではやはり固定資産税を気にしている向きも当初ございましたが、それよりも何よりも固定資産税のことにとらわれて無償譲渡を早めるということよりも、しっかりと地域自治体に貢献できるイオンの考え方というものを示した上で無償譲渡は同時に行うべきだというようなお考えをお持ちじゃないのかなというふうに私自身は感じたところでございます。

○3番（原 直弘君）

それでは、今の固定資産税のことは理解というか、わかりましたが、前回の議会の中で、テナントリーシングということで、ちょっとお話されたんじゃないかと思うんですね。

ちょっと調べましたところ、そのテナントを誘致するための営業活動を指すということでの訳だったと思うんですけど、これ今、テナントシーリングというのはテナントを探してい

る状況ということで今現在進んでいるということでの認識でいいのか。そういうテナントを探している状況であれば、実際どこが主体となって探しているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これは実際のところは、事業運営候補者のほうが本来やっていくような話になってまいります。いろんな方法あるんですけど、例えば、SPCを組成する場合はSPCがやっていくような形になってまいります。そこが最終的にはテナント契約をして入ってくるというふうな形にはなります。

ただ、そうは言いつつも、町としても町のイメージであったり、どういう事業者さんが来てくれたほうが町民が喜ぶということも、ある程度のリサーチといたしまして、御意見頂戴した場面もございますので、そういったところの御要望をいろいろ差し上げている状況ではございます。ですので、そういったところで私どもの話を受けて動いていってくださっているというふうな状況でもございます。

また、私どものほうでもそういう情報があれば、そういったところと直にお話する場合もございます。私どものほうもそういう、ここに出店希望があるとかいうところであれば、私ども直にお話ししますし、そういうふくそうした状態でこれまでしてきたという経緯はございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

また、つけ加えて申しますと、コンサルタントも3種類ぐらいあるのかなと、PFI全体で私が感じるのは、そういうリーシング先も含めていろいろ地域の声を集めて上がってくる企業であったり、町に言ってくる企業に働きかけを強めていながらSPCとつないでいくような役割のコンサルもあれば、設計から詳細設計、断面設計まで起こすことを得意とするコンサルタントもありますし、また、最終的に事業を行っていく上で、実施段階でのコンサルというものもありますけれども、本町でもコンサル関係を結んできたところを通じて、地域の町民の声、また、町にもいろんな事業者さんが訪れられますので、その点をつないでいく役割を果たしていただいたところもございます。

○3番（原 直弘君）

今、町長のほうから町の事業者もおられるしということでのお話もあったようですが、ちょっと聞き及んだところによると、町かどうかはわからないんですけど、うちが招集というか、御連絡か、どういった形態かわかりませんが、そういったテナントのお話をされたというのをちょっと聞いたことがあるんですけど、それは実際にあったのかどうか。あったのならどの方を対象にしたというか、町主体でやられたのか、一緒に事業者、要するに事業者とともにされたのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○町長（武廣勇平君）

これは私が本当に壊れたテープレコーダーみたいに同じことを言っているわけです。地域の活性化のために地域の事業者さんがかかわるまちづくりをしていきたいと。

ですから、まず一番最初に考えたのは、町内で活動している方々、何らかの団体をお持ちで場所が足りないとか、場所に不足を感じておられる方々を中心にK a m i 女会というのをつくっていただきました。これは活動をされている方であって事業者ではありません。

次に考えているのは、町内の事業者さんに希望をされる方が、この間かなり集まってきていましたので、そのあたりに声をかけていこうということで呼びかけを行っております。これは引き続き継続的に行っていきながら、そうした皆様方の思いを取りまとめていく作業を今は町で行っておりますけれども、今後のコンサル等もかませていくことになると思います。

また、最も大切なのは事業実施段階における商工会の活用でありますので、この点も商工会さんには、今呼びかけはしておりますが、こちらはまだ実働しておりませんが、今後の話として考えていきたいというふうに思っております。

○3番（原 直弘君）

ぜひ地域の事業者が賛同されれば、積極的に一緒に参加されていくことが将来的な町の活性化につながると思うので、そこら辺は重点的にしていただきたいと、お願いしたいと思います。

これでこの質問項目は終わります。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

原直弘君からですが、執行部の答弁から、質問事項の4番、子育て支援施策について、上峰中学校以外に就学する生徒に、スタディクーポン提供事業と同様な助成を行うことについて、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様こんにちは。原議員の質問事項4、子育て支援施策についての要旨1、上峰中学校以外に就学する生徒に、スタディクーポン提供事業と同様な助成を行うことについてという御質問についてお答えをいたします。

まずもって、スタディクーポンを活用した上峰中学校放課後補充学習事業が上峰中学校の魅力を高めることを目的とした教育施策であることについて、御理解をいただきありがとうございます。

さて、議員より御提案いただいている助成について、教育課内部で検討をいたしました。制度設計としては、子育て支援として、生徒の保護者へ助成を行うものであること。対象者は、上峰町に住所を有し、上峰中学校以外の学校へ通学する生徒の保護者であること。検討する中で、特に事務の所管、また助成対象者がみずから行うことになるであろう手続の負担の解消など、課内で検討しておりますが、現在、よい結果を見出せない状況でございます。

教育課としては以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今、町外に就学する生徒について検討していただいているということで報告をいただきました。

実は、スタディクーポン事業が上峰中学校を魅力あるものにするという趣旨のもと、その成果として、町外への就学者は年々減少しているということで、9月に教育長のお話がありました。実際、私もそういう教育施策の成果だと思っております。

ただ、町外に就学される生徒さんは、選択肢の中で、将来を見据えて自分の特性や能力を考えて行かれるわけでございまして、やっぱりその方の考えや思いの一助とか、手助けとなる町の施策をぜひ考えていただきたいんだというのがあります。やっぱり上峰町に住まれてよかったとか、住んでよかったとか思えるような施策が将来的に子供たちが大きくなってから未来の上峰町にとってそれこそ返ってくる財産になるかと思っておりますので、ぜひ大きな意味での町の施策として、これに付随するスタディクーポン事業と同様な事業をこれからも継続して考えていただきたいというのが私の意向でございます。よろしくお願いします。

○教育長（野口敏雄君）

原議員の御質問にお答えしたいと思います。

9月議会でも、このスタディクーポンにつきましては、上峰中学校の放課後補充学習を支援するといいますか、そのための手だてとして実施しているということで、上峰中学校の魅力をますます高めるための1つの方策であるというふうなお話をしてきたところでございますが、議員からの御指摘、御質問等も受けながら、先ほど事務局長が答弁しましたように、教育委員会の中でも検討をまいりました。

これまでのスタディクーポン事業というのは、先ほど言いました放課後補充学習事業でございますので、教育施策として実施をしてきたわけでございますが、公益性を考えまして、

上峰町に在住していて、そして他の市町であるとか、あるいは公立、県立、私立問わずですが——に進学している子供たち、数的にはそう多くないんですけども、そういったところまで対象を広げて考えることができないかということを検討してまいったわけではありますが、具体的な検討結果までには至っておりません。

ただ、議員も御指摘のように、先ほども触れましたが公益性もありますので、今後、こういった補助事業と教育施策がうまく合体してできないのかとか、あるいは新たな1つの補助金制度として考えられないのかということも含めて研究はしてまいりたいと思っています。

結果については、いつごろまでに出るのかというところまでお約束まではできないんですが、引き続き検討研究をさせていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○町長（武廣勇平君）

スタディクーポン事業は、教育施策と子育て支援策の両面の側面がありますので、私のほうからも加えて委員会のほうに求めたいのは、先ほど原議員がおっしゃったように、町外の方々と町内にお住まいになる方々の差別化というのは、やはりあったほうがよいと思います。もちろん、上峰中学校に通学される方と町外の学校に通学される方の差別化も行うべきだと思っておりますけれども、今のところの議論は100か0かの議論になっているような気がしますので、その点をしっかり議員御指摘の町内の方も町内にお住まいだけでも、町外の学校に通学されている方の対応というのも引き続き検討をしていただくように求めていきたいと思っています。

○3番（原 直弘君）

今、教育長並びに町長から御答弁をいただきました。

今回、その回答を聞きまして、感想としてはちょっと光が差してきたのかなと私自身は思います。できるだけ検討から実施ということになるように引き続きお力添えをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「最後に一言、答弁をよろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○教育長（野口敏雄君）

今後の方向性につきましては先ほど述べたとおりでございますが、改めて町内に住む全ての子供たち、そしてその保護者の皆様方にとって有意義になるような、意義あるものになるような施策のあり方というものを追求していきたいと思っておりますし、教育委員会でできる範疇というのはあるわけですが、縦割行政になってもいけませんので、各課とも連携しながら、町長部局とも連携しながらやっていくことも含めて研究検討をしてきたいというふうに思っております。

○3番（原 直弘君）

最後になりますが、本当よろしく検討のほどお願いいたします。

これで全ての質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁はいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

8番大川隆城君、お願いします。

○8番（大川隆城君）

皆さんこんにちは。食事の後で、なかなか大変な時間でございますけれども、質問をさせてもらいます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初に防災・減災への取組み（特に治水関係）について質問させていただきます。

この件につきましては、前回に引き続き質問をさせていただきますが、前回とダブる面もあるかと思いますが、御容赦いただいてよろしくお願いをいたします。

質問項目の1として、現状把握のため何年毎にはいろんな調査をすべきではないかと、基礎的データをしっかりと持たないことには、いろんな手立てもされないでしょうし、また、今、ハザードマップ等を各町民の皆様方に配布されておりますけれども、そういうことを、そういうやつをつくるためにも、やはりきちんとしたデータを持っとかんことにはできんじゃなかろうかと、そういう意味合いからも、まずは現状把握をきちんとやること、そして、今は毎年毎年変化が、早く変化が来ておりますので、やはり何年毎には定期的にやるというようなことも必要じゃなかろうかと思ってお尋ねをしてみたいです。

第2番目には、切通川の河川改修工事がなされているかと思いますが、今現在、中津隈でされておりますけれども、この河川改修がですね、それから中津隈から北の方向にさかのぼっていくと思っておりますが、それが計画的に何年度にはどこまで、何年度にはどこまでというやつを、もしお示しいただければと思っております。

それと、関連でございますが、この切通川の下流、碓地区の右岸のほうに工事がされております。堤防工事がされております。これについては、その堤防のかさ上げなのか、どういうことかよく存じ上げませんので、この説明等をお願いをしたいと思います。

第3番目に、排水機場のポンプの増設はされないのかと。この件につきましては、ことしの7月、8月の大雨のときにもそうでありましたが、上峰町内の南部、そして、この御案内どおり役場周辺、この辺が水浸しになりました。こういう内水面冠水をいち早く下げる、排水するためには、やはり今、旧三根町にある排水機場のポンプ等も増設して、筑後川のほうに排水するようなことも、なお、していかなといけんじゃなかろうかという思いがしてお尋ねをしてみたいです。

第4番目に、町内には切通川、そして、六田川、勘太郎川、井柳川と一級河川が4本ほど

通っておりますが、この大きい、最終的に町内の冠水した水が行き着くところは、この大きい川に行くわけでありますが、皆さん御案内かと思いますが、どの川も泥土がたまって川幅が極端に狭くなっております。やはりこの排水をいち早くするというためには、この川の中にたまっている泥土のしゅんせつ、これも定期的にやらんといけんじゃなかかという気がしますもんですから、そのことについては、是非今後実施してもらいたいという思いがありますので、その辺についてお尋ねをしてみたいと思います。

第5番目に、外記のため池の調整池機能整備をどう考えるか、この件も前回お尋ねをしてみいました。ただ、具体的にはお示しがなかったもんですから、これも簡単にはいかないと思います。ただ、やはり年々、町内の冠水状況がひどくなってきております。そういう中で、この外記のため池流れのところ、特にそこの三樹病院の北側ですね、の団地、それから、中学校の体育館の東側の団地、あの辺も前回も申しましたが、膝上まで冠水した状態であったことは、皆さん御案内かと思いますが。そして、そこにお住みの方で、もうあとちょっとで家の中に浸水する、こういう状況ならば、もう上峰に住まなくてよそに行きたいという方もいらっしゃるという話も聞いたわけですよ。ですから、この外記のため池流れの中では、当然この庁舎周辺も関係あります。そういうその中枢機能があるこの役場周辺が水浸しになるということはどういうことかと、本当に残念でなりません。ですから、そういうことを少しでも解消するためのため池機能を整備する、当然必要じゃないかと思いますが、どうお考えかお尋ねをしてみたいと思います。

第6番目に、もろもろ今まで言ってみましたが、結局、総合的にこの水害に強いまちづくり、これは計画的に、どのことも簡単にできるものじゃありません。ですから、計画的にですね、整備をどういうふうにしてやっていくかということを中心に計画を立てて進めていかなくちゃならないと思いますもんですから、例えば、それが3カ年計画、あるいは5カ年計画というふうに、年度は中身によっては長く短くなるかもしれませんが、計画的にやっていくべきだと思いますので、その辺についてお尋ねをしてみたいと思います。

大きく2番目、広域ごみ処理場施設整備につきまして、これにつきまして、皆さん御案内のとおり、今現在、新聞紙上でもいろいろと特集が組まれてみたり、いろいろ話題となっておりますけれども、そういう中で、鳥栖市議会のほうから鳥栖市のほうへ建設予定地への再検証申し入れもされたというふうなことも記事で拝見しました。そういうことでございますが、その後の対応としては、どういうふうに行われているものか、まずお尋ねをし、そしてまた、質問させてもらいたいと思います。

第3番目に、学校現場の現状及び今後の対応についてということでお尋ねをしてみます。

その第1、いじめ、暴力、不登校、虐待についてどうかということでお尋ねいたします。

つい先日、県教委のほうからお示しがあつた中で、佐賀県内でいじめが950件、これは平

成18年度の総計であります、950件あったと、その中で、小学校が441件、中学校で369件、それぞれ小学校が前年度より26件増加、中学校が65件増加という数字を示されておりました。

また、暴力につきましては、これも小学校が39件で、前年度より7件増加、中学校が131件と、11件の増加ということでございます。

それから、不登校、不登校につきましては、小学校が278人で前年度より50人増加、中学校が854人、前年度より59人増加ということがお示しされておりました。

そういう中で、いろいろことしも全国的に見てみますと、やはりいじめの問題で命を落としたとかいうこと、それから、いろいろ第三者委員会で協議をしてどうだという話、もうあちこちでそういう事件がニュースとして流れました。今までの私自身の経験からも、この問題については連鎖反应的に起きる場合が結構多いわけなんです。ことしもそうだったと思います。そういう中では、先生が先生をいじめたという事件もありました。そういろいろあっておる中で、やはりこういう記事を目にしますと、うちの学校はどうじゃろかいと、やはり心配になるものですから、その都度お尋ねをいたしますが、上峰の小、中学校ではどういうふうかということをお尋ねをしてみたいです。

この中には、このいじめが虐待につながってということも往々にして起こり得ることでございますが、これも我が校ではどうだろうかという心配をいたすもんですから、お尋ねをしてみたいと思います。

第2番目に、来年度から小学校の5年生、6年生で英語の授業が正課授業として始まるわけでございますが、漏れ聞くとところでは、いよいよ始まる、来年から始まるその5年生、6年生の担任になりたがらない先生、その英語の授業を受け持つというか、それがなかなか苦痛だということで、担任につきたくないという先生が多くなっていると、だから不足するんじゃないかというような話も聞いたことございましたもんですから、我が町の小、中学校は、小学校はないだろうと思いつつも、やはり気になりますもんですから、どういうふうかをお尋ねしてみたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、防災・減災への取組み（特に治水）について、質問要旨の1番、現状把握のため何年毎かは調査すべきではないか、基礎的データとしてハザードマップ作成などにも必要、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

大川議員の質問事項1、防災・減災への取組み（特に治水）について、質問要旨1について御答弁をいたします。

ハザードマップの作成に当たりましては、国土交通省が作成しました水害ハザードマップ作成の手引に基づいており、佐賀県の洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定に沿って作成されております。

先般、新聞報道もされておりましたが、県のほうでも危険区域の見直しを行っておりまして、本年3月22日付で県より洪水浸水想定区域の指定の見直しが発出されております。それに伴いまして、本町にも土木事務所より来庁されまして、3月24日、事前説明を受けております。その説明の場所におきまして、本町のハザードマップについて協議を行いました、現状のマップで洪水浸水想定区域との差異はなく、変更の必要はございませんでした。

今後、県が指定します危険区域の変更に合わなくなれば、更新についての情報提供がされるものと思います。もし、やるべきであるならば、地域防災計画の見直しのほうを行いたいと考えております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

ただいまはハザードマップのことで答弁いただきましたが、私が言いたいのは、ハザードマップはもちろん正確なやつをつくらんといかん、その前にはやはりきちんとした調査が必要じゃろうということを言いたいわけですよ。ですから、今現在、上峰町の、今回は治水に関してということ特定したからなっていますが、その関係の調査を一番新しいので何年度されましたか。

それで、これがですね、例えば、今先ほども言いましたように、もう周辺状況がうんと変わってきているわけですよ。1つ言えば、今言う宅地造成がふえて、田畑が潰れたのも結構ありますよ。この大字坊所だけでも、ここ二、三年の間で7町ぐらいあります。全町をというならば、もっとたくさんあることはもう間違いない。そういうことで、流れ的なことも変わらまじょうし、あとのことで出てきますが、川のしゅんせつ、泥土の堆積とか、そういうやつも刻々変わっているんですよ。だから、そういうのもきちんと今時点どうかというふうなことを把握するためには、きちんとした調査をやらんといけんじゃないかということをおもうわけです。

ですから、その調査等を計画的にやってほしいということも含めて、お尋ねをしているんですよ。ですから、一番新しいのは何年度にされましたか。どういうふうに把握されているか、そして、それを今後は、今言う、前回の質問のときも調査することは是非必要だという答弁いただいております。それも踏まえて、何年度毎にするとか、お考えがどうかということをお聞かせください。

○総務課副課長（宗雲英則君）

ハザードマップにつきましては、29年に配布をしたかと思っておりますので、詳細な調査というところは、28年中だと思います。

災害時におきましては、私ども総務課といたしましても、現場には出向いて行って調査はしておりますが、数値的なものまでを計測する等はおっておりませんので、今後、調査をしていかなければいけないのかなとは思っておるところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今は28年度という年度が出されましたが、さっき、宅地造成関係をちょっと触れましたけれども、その明くる年、29年、30年、ことしの9月までの間で、この大字坊所で宅地造成された合計面積が、田んぼで5万7,581平米、5町7反。畑で1万2,948平米、1町2反、約1町3反ですね。合計の7万529平米、7町以上が宅地造成で潰れているんですよ。そうすると、やはり以前申しましたように、田んぼが一時保水的な、ダムのな役目も持っているということは御案内のとおりであります。そういうことももうたった二、三年でこの辺が7町幾らも減った、全町ではもっと減っている、そしたら、今言う、そういう機能が失われていることも事実なんですよ。そうすると、当然流れも変わらなしょうし、だから、そういうことをきちんと、その都度その都度把握しておかんことには、どういうふうに対応するかということも考えられませんかしょうし、また、今言う、このハザードマップも、これは筑後川の河川事務所ですか、あたりから、こうですよと示しがあって、それを地図にかぶせただけということじゃ、どうかなという心配もするわけですよ。

ですから、そういうきちんとした現状把握の調査を是非計画的にやってもらいたいと思いますが、もう一度、いかがですか。

○副町長（森 悟君）

今、大川議員のほうからお尋ねでございます治水関係でございますが、これにつきましては、先ほど副課長のほうが答弁いたしましておりますように、29年に配布している、その前に調査が行われている。その手引となるものが国及び県からの情報でございます。

昨今、非常に大きな雨が29、30、31、今年度まで続いております。特に昨年度も大きな集中豪雨が発生しております。その中で、町内の浸水箇所が非常に多くなっている、そういう危機感と、それに関する指摘でございますが、まず、私どものほうでというか、地方自治体のほうでどこも考えておりますのは、特に隣の福岡もそうですけれども、こちらは佐賀県で、県単位での洪水浸水想定区域というものを、まずは測定いたします。そして、それをもとに各地方自治体、市町のほうでは、地域性を持ったハザードマップというのをつくり上げていることになります。

私も29年、ちょうど来ましてから、その内容は見ておりますし、昨年度もこれに関する各議員からの御指摘もございまして、把握しているところでございます。もっと緻密な調査というのは、町独自で当然すべきだと考えております。

私ども、今、先ほど副課長申しましたように、危険区域の変更が特に出てきた場合はそれを行うということでございますので、そのような事態がどこなのかというところで、今後もつづさに検証していく。現在のところは、県が指定しています、そこに先ほどお答えしましたような危険区域の変更は特にないという判断をいたしましたということでございます。

ただ、これに甘んじるのではなくて、昨今の雨の状況、降り方、これが厳しいものがございます。二、三日で400ミリから降るといふ、ここ10年来、特にこの二、三年は厳しい降り方でございます。こんな降り方はございません。ですから、国においても筑後川、この河川、大規模河川、ここを今、徹底的に手厚くしておりましたし、今もしております。ここが決壊すれば28水と同様なことになりますから、絶対避けなければならないということで、この筑後地域、筑後・佐賀平野のかなめでございますので、そこは徹底的に今やっている。

それから、今後、ちょっとまた後に建設課長等も答弁させていただきますけれども、治水に関する考え方としては、国の国交省、これが大きな役割を果たしております。その中でも、大規模河川というのはもう絶対決壊させてはならないということで、そこに吐き出すポンプの量とか、これも制限しておりますので、また、この後の答弁にもこの辺が関係してまいります。これは議員、一番最初の質問でございますので、この辺でとどめ、私の治水に関する国、県のあり方、私が知る限りの情報を御提供させていただきました。その上で、地域性を持って、当然、当町でも今後調査をしていく、これは絶対でございますので、そのようにしていきたいと考えております。

以上でございます。（「じゃ、済みません、次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、切通川河川改修、中津隈以北の見通し及び碇地区右岸の工事について、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんこんにちは。私のほうからは大川隆城議員の質問事項1、防災・減災への取組み（特に治水）について、質問要旨2についてお答えいたします。

まず、切通川でございますが、現在、中津隈橋のかけかえに伴う工事を施工中であります。今年度下部工、引き続き上部工の工事予定ということで聞いております。来年度は、新橋梁への取り付け工事及び仮設橋梁の撤去工事を予定されているようでございます。切通川本流の拡幅改修は再来年以降になるということで聞き及んでおります。

次に、碇地区右岸の工事でございますが、国土強靱化対策の一環として施行されている総合流域防災事業というものでございます。臨時特別の措置として実施されているものであり、施工箇所の選定にあつては、佐賀県水防計画書に掲げられている重要水防区間の中でも特に緊急的に実施すべき箇所というのを優先的に実施されているようでございます。

事業期間でございますが、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として取りまとめられたものであるため、制度上、3カ年の事業ではないかと思っているところでございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。（「中身について、工事の中身」と呼ぶ者あ

り) あ、工事の中身につきましては、のり尻の補強工ということで、のりの下のほうですね、のり下のほうに2メートル程度のコンクリート板を張るという工事を施工されているようでございます。

あと、将来的には、のり上のほう、道路部分にコンクリートを50センチ幅ぐらいの補強のコンクリート、あわせて表装、道路の舗装、そういったものも計画されているようでございます。

以上で答弁を終わります。

○8番(大川隆城君)

そうすると、今、私が確認した範囲では、ちょうど一番下のほうから、江頭鉄工所から東に行った堤防あのあたりまでを工事区域として、今されているようですね。そうすると、じゃ、あれから北部のほうまでずっと継続して工事されるもんですか。その辺いかがですか。

○建設課長(三好浩之君)

大川議員の質問でございます。江頭鉄工あたりから上のほうもされるかということでございますが、県のほうからの資料をいただいております、重要水防区間として掲げられている区間が碓地区から、今言われています江頭鉄工所までの間をのり尻ブロックでやるということで資料をいただいております。その上のほうの部分に関しましては、今のところ計画はないということでございます。

以上です。

○8番(大川隆城君)

そしたらですね、もう一つお尋ねします。

今、工事をされている区域、あの辺は聞いたところによると、左岸よりも右岸が堤防高が低いというふうな話を聞きました。だから、私は当然、堤防をかさ上げすることかなと思っていたら、じゃなくて、のり尻の強化とかをされるということでありますが、やはり東西、高う低うあるなら、こっちにということがあるけれども、それじゃちょっとどうかなという、これだけ先ほどもあったように気候的なあれも変化して行って、ますます台風もひどくなりますよ、気温も上昇しますよ、そして、日本全体が亜熱帯地域に入ってきますよということで、これからひどくはなっても、そうじゃないということは考えられんような状況の中に、そういうふうに高さが違うて、以前は、今言う、俗に言うのこしの役割をとということであったかもしれんけど、やはりその辺も実態把握、さっき言いましたような調査をきちんとやって、状況がどうだということも把握した上で、やはり堤防は同じ高さなら同じ高さにせんといかんとかいうようなことを考えんといかんじゃなかろうかなという思いがしますが、いかがですか。

○建設課長(三好浩之君)

ただいま大川議員からの指摘で、井柳地区の堤防の高さが違うというようなこと、ここ

じゃないですか（「さっきの工事のところ」と呼ぶ者あり）ああ、済みません、碇ですね、申しわけございません。碇地区の堤防が左岸、右岸で違うんじゃないかということでの御質疑かと思います。

基本的には河川改修の工事が過年度に行われておりますが、堤防の高さというのは同じ高さで整備をされていると思います。今の切通川も同じ高さで堤防の構築をやっておりますので、その後、数年たって自重で幾らかの差が出たということであれば、それは調査をしないと高さの差というのは出てきませんけれども、基本的に河川改修は兩岸の高さ、同じ高さで行っていきますので、整備状況としては、そういう状況で整備をされていると思います。

以上です。

○８番（大川隆城君）

今、私が心配するのは、のこした役割を持たせるために、今言った碇だけじゃなくて、ほかの箇所も、わざわざという言葉はいいかどうかちょっとあれですが、低くしているところもあるという話がありますよね。そういうのも、昔はそれでよかったかしらんけれども、こういうふうに周りの状況が変わる、気候的なことも変わる、じゃ、それがそのまんま、今いまでもそれで行かんばいかんかという、現状を把握した場合に、やはりそうじゃなくて、もっとほかの方法がありやせんかというようなことも思うからですね、だから、私も今言うのが、高さが違うということを聞いたもんだから、確認の意味で聞いたわけですよ。だから、同じと今、返事されたけれども、もう一回確認をしてください。

一応、この項終わって、次をお願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の３番、排水機場ポンプの増設はどうか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

大川隆城議員の質問事項、要旨の３でございます。排水機場ポンプの増設はどうかということに対しお答えいたします。

議員の御提案である排水機場設置につきましては、建設費用も含め、設置後の維持管理費用など後年度に相当な費用の負担が必要になるのではないかと考えております。確かに有効な手段の一つであるというのも間違いありません。

しかし、浸水被害が発生しているから、すぐに排水機の設置ということではなく、まずは原因、そのような状況を引き起こしている豪雨以外の要因を十分に調査し、現存する施設、制水門であったりとか既存のポンプとか、そういったものを利用し排除する方法などさまざまな方面から検討を行う必要があるというふうに思っているところでございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○８番（大川隆城君）

ですから、多額の費用がかかるのは十分わかっています。そうすると、河川改修関係の期成会とかありますよね。だから、うちだけでやれんことは、その関連する地域の各自治体と一緒にあって、まず、それに国、あるいは県からの補助なりなんなりも当然お願いをしてやるべきじゃないかという思いで、今、被害があったからどうかじゃなし、以前からこの話あってたわけですよ。一時的にはちょっと私もこの質問する前、聞いたときには、こっちの川からこっちの川に移してちゅう話もあったらしいですけども、それはできなかった。ただ、最終的に排水をして可能というか、効果あるのは筑後川に流すよりほかない。そうすると、これが満ち潮、引き潮で吐けないときもあろうけれども、吐けるようになったらどんどん、今までが1ならば、2ぐらいで吐けさせるならば、かんすいがどんどんこうですね、いち早くできるということは当然考えられるものですから、そういうことを是非検討、検討というか、是非やってほしいという思いでですね、おるものですから、働きかけやってくださいよ。お願いします。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員のほうからのポンプ場の増設について働きかけをということでの御要望、御質疑かと思います。

まずもって、先ほど副町長の答弁にもございましたとおり、排水先であります切通川、そういったところの容量的なものもございます。で、排水先の河川の管理者との協議等、そういったところも含めて必要になってきますので、それまでの段階でどこまでうちが必要とするか、ポンプの容量等もございますので、そういったところ含めて、1番でございました、その調査、どれくらいのものが必要かといったところを決定するまでのそういった調査等も必要になってきますので、そういったところを検討した上でですね、今後十分に働きかけ等を行っていきたいと感じているところでございます。

以上です。

○副町長（森 悟君）

ただいま建設課長のほうから申し上げましたとおり、今後もしっかり調査はしてまいります。

そこでまず、私も国、県、それこそさつき治水の考え方については、大きく地域的に整理すべきということで九州内、日本・九州内、考え方は同じでございますけど、特に佐賀県、筑後川流域でございます福岡県、同じ考え方で行っていると承知しております。特にこの、今御指摘の河川につきましては、国のポンプがそれぞれ今存在しておりますし、それぞれの排水ポンプの能力も、それこそ流量、それから、洪水面積、流水面積という言葉使いますけれども、そこが何ヘクタールか、そして、年間降水量、それから、特に降雨時の梅雨時の降水量等々、計算しながらでき上がっておりまして、今それぞれポンプが2台ずつ座っております。

昨年7月豪雨のときに私も経験しましたがけれども、参考に申し上げますと、1基しか回っておりませんでしたので、それ、建設課のほうから聞きまして、いや、これだけ切通川が満水状態になっている、特に古賀齒科の横がついいっぱい流れていましたから、あと1台回してくれということで、国の方に建設課のほうからホットラインで上げてもらったところでございます。ただ、向こうは向こうで、しっかり国は筑後川に排水する量というのは、筑後川河川事務所、久留米にございますけれども、そことのリアルタイムな連絡をとってございまして、いや、今は流してもらったら困るという、先ほど申しました大規模河川を守るという基本的な考え方が国にございますので、そういったやりとりをしながら、地域は地域で私ども町としては、いやもうここであふれたら、これは越水するんだということで、昨年もそういった連絡をしたのを私、今、思い出しました。

ことは最初から2基回してくれました。5トンが2基、1秒間に5立米イコール5トンが回るポンプが2台、切通ポンプ場には座っております。ですから、そういったでっかいポンプがここには座っておりますので、佐賀地域に5トンが2台というところは少のうございます。だから、ああ、ここは切通はしっかりしたものを入れてくれているなと私も感じたところでございますので、能力的には、それを随時2台回せば、かなりの切通下流域には、もうそこまでは上流の流量はそこでシャットアウトして筑後川に回せるだけの能力は持っていますので、あとはそれを何時間回すかという、武雄河川事務所管轄でございますが、その筑後川河川事務所、親である、そちらとの連絡調整でございますので、御心配かと思いますが、そこはしばらくはこの両河川については、ポンプの運営につきましては国のほうでやっておりますので、もし不備が、不備がというか、気づくところがあれば私ども町のほうでも、それは進言をするというところで、私は今後も運用をしていくことが必要かなと感じているところでございます。

それでもなお、なお不足だということであれば、議員おっしゃいましたように、次のステップとして要望、要請等を考えていく必要があろうかと考えておりますので、まずは調査、そして、しっかり足元のデータを整備しながら、今後も見きわめていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解のほどお願いいたします。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の4番、町内一級河川のしゅんせつを是非実施してほしいがどうか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

大川隆城議員の質問事項1、防災・減災への取組み（特に治水）について、質問要旨4、町内一級河川のしゅんせつを是非実施してほしいがどうかという御質問に対しお答えします。

しゅんせつの件につきましては、9月議会の折にも若干触れられており、御指摘を受けて

いたかと思っております。先ほど御説明申し上げました総合流域防災事業の一環としてしゅんせつも計画されているところでございます。本町では井柳川が対象となって計上されているところであります。

なお、ほかの河川につきましては、通常の維持管理計画の中で早急に対応していただくよう、県のほうへ強く要望していきたいと考えているところでございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今の話では井柳川だけが対象になっているような話なんですけれども、済いません、建設課長とか総務課長あたりに事前に現場写真を提供というか、お渡ししとったかと思いますが、見てくださいよ。（写真を示す）これ、勘太郎川、野間口橋の上流、下流ですね。それから、井柳川の井柳橋から上流、下流、それから、六田川の宮前橋から下流のほうを見たとき、どぎゃん思いんさつですか。全く川幅もこうもなつてしもうとつじやなかですか。それで切通川も今言う碇の先、現場の話しましたけれども、あそこ行ったら、あれの上流も、あの近辺も泥土がたまって、そこにヨシがいっぱい生えていますよ。ならば、流るっことは、流れにくくなるということははっきりしとつ。

今度は切通川のずっと上流行けば、あそこの下津毛の中津隈の石橋ですかね、行くあたり、あの辺も何もかんも生い茂つて、中は泥土がたまって、砂がたまってていう状況、なら、絶対流れない。そうすつと、もうこの前の大雨のときもね、下津毛の人から、あそこ見てください、水の吹き上がいよつぱんたて言われたです。そういう状況なんですよ。と言いながら、さっきも言いましたように、今後はもっと雨も降りますよ、台風もひどくなりますよというのが見通しとして言われている。ならば、早う手立てせんことには、ことしは、今言う大町、武雄の六角川水系がめちゃめちゃやられた、それがこっちのほうでもそういう可能性はなかじやなかわけですよ。

ですから、この泥土を揚げることだつて、いつしんさつとやろかと思つて、何年前にしなつとやろかて、これはもう同僚議員からも何回となく質問で、早くしてくれという要望あつたんですよ。だから、井柳川もちろんしてもらわんといかんけれども、ほかのところも是非するように、それも何とか対策で何年越しじやなし、すぐにでもするようなことで手立てはできませんか。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま大川議員からの御指摘でございます。井柳川に限らずほかの河川もということでの御指摘と思います。

佐賀県の国土強靱化計画というものがございまして、その中で県土整備交通の中の一つとして、河川堤防や河道内の土砂堆積により氾濫の危険があるということで、適切な維持管理を行っていくということで、地域計画の中にも挙げられております。こういった中で国土強

韌計画の中での補助をもらいながら、県のほうで今、実行されているところでございます。

その中では対象となっているのが、今、井柳川のみが挙げられているということで説明申し上げたところ、議員のほうからの御指摘もございますので、現地につきまして、私も議員さんからいただきました写真等見まして確認に行っております。実際、そういう状況でございますので、それを持って、強く県のほうに要請をかけていきたいと思っております。

以上でございます。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の5番、外記のため池の調整池機能整備をどう考えるか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

大川隆城議員の質問事項1、防災・減災への取組みについて、質問要旨5、外記のため池の調整池機能整備をどう考えるかという御質問に対しお答えいたします。

調整池機能整備ということでの御質問でございます。

議員御提案のとおり、調整池機能を持たせることにより、洪水の到達時間が遅くなるため、浸水被害発生をおくらせるための有効手段の一つであると思っているところでございます。

しかしながら、このため池はご存知の通り農業用水利のため池でもございます。その洪水調整機能を持たせるために、管理者と十分な協議を行う必要もございます。

また、理解を得る必要があると考えているところでございます。

よって、まず、協議を行うに当たり、近年の異常な降雨状況によるため池の影響やため池の集水時間などの十分な調査、また、その集水の容量、そういう資料やデータを収集した上で、どの程度の余裕高さ、いわゆる栓を抜く高さとか、そういったところを確保するために検討する必要があると思っているところでございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今ここに私の手元に、これは平成30年の5月、農林水産省農村振興局整備部防災課から出されておるため池の洪水調節機能強化対策の手引というのがございます。これはインターネットで引っ張った資料なんですけどね、これなんかにも、もう29年、30年からため池の活用をこういうふうにやりなさいというあれをちゃんと示してあるわけですよ。

ですから、うちの町の場合は、一番大きいのが外記のため池、その上にも4つ、5つありますよね。ですから、この中ではそういうため池を必要な範囲、どこのため池にもそういう機能を持たせた方がいいですよというようなことも書いてあるわけですよ。その手立てとしては、やはり大雨時には、その前にうんと放水して水面高を下げておくとか、いろんな手立ても書いてあります。そういうことをするには、やはり今言われたように、前回も言っていま

したように、あそこが大字坊所一村会が管理となっていますから、そことの調整、当然必要ですよ。それをしながら、この前、私がちょっと当たってみたら、一番西の排水口というか、のこし、あそこが大体幅が3メートル60あります。その一番低場のところに、真ん中にブロック積んでしてある。そうすると、素人ですから当たっていないかもしれんけど、見通したところ、あそこに、例えば、水門、樋門をつくってすれば、1メートルまでぐらいは保水ができりゃせんかいという感じがするわけですよ。

だから、あそこ1メートル上げてみらんですか。面積どんくらいか知らんけど、結構な水があそこに貯留できるんですよ。ですから、早くそういうこともせんと、さっきも言ったように、あれからの流れのね、繰り返しますが、体育館の東側の団地、その下のほうの坊所の団地、あの辺が膝上まで来たというのが現実としてあるわけですよ。そして、さっき言いましたように、こういうふうならせっかく住みよい町上峰で来たけれども、またよそに引っ越さんといかんという人もおんなさっことも事実なんです。

ですから、そういうことを早く、防災・減災、もうそういう被害が減るように、ないようにする手立てばいち早くしましょうよ。それがもう早く協議も入ってください。そして、こういうふうなことにも示されているとおりのことで手立てをしていきましょうよ。そうすれば、とにかく今度あの川筋で、その三樹病院の隣の川、あのあたりも吹き出していましたよ。そして、すば一く上峰、去年までは中に浸水しなかったけど、ことし浸水しました。初めてでした。そんだけひどうなりよっとですよ。だから、さっきもあったように、その流水の時間帯のあれを遅らせたり、こうこうですることでも何とかできるなら、早くしましょうよ。大きな被害出たらじゃ遅いんです。ですから、早速ね、当たってもらいたい。前回もそういう話したから、具体的には何も聞いていないけど、何らかの手立てを始めてあるだろうと期待をしておりますけれども、早くやりましょう。いかがですか。

○副町長（森 悟君）

今、大川議員の前の9月からの質問の中にもございましたように、外記のため池につきましては、ダム的機能を十分果たすことができないか、治水としての一助にはならないかという御質問でございましたので、その後、私どもそれぞれの所管において、先ほど建設課長のほうからも答弁しましたように、関係課と調整とりながらということで進めているのは事実でございます。まだまだ現実的になっておりませんが、今後は当然、今御指摘いただきましたように、まずは外記のため池が持つ集水面積、排水面積をしっかりと考慮しながら、なおかつ、排水口、先ほど御指摘いただきましたように、幅、それから、少し余裕高というものもございますから、そこを今の構造を変えない程度で、あとは運用でできるものがないかなというところで、今、調査しているところでございます。

特に大事なのが、やっぱりここに大きな2つの役割がこの池にはございます。治水と利水ですね。農業用水としての利水機能というのは大切でございますので、ここは上峰町内にお

いては、どこの堤もまだ100%じゃないにしても利水的機能を受け持つため池がまだまだ残っております。したがって、そちらとの調整につきましては、ダムの機能として、空に近く、今までの滞水量を減らして梅雨時期を迎えるためには、じゃ、そこをすぐ利水として必要になったときにどのように町では補填してくれるかというような、空に近い状態にしたときの町としての責任、農業者への責任等々出てきます。これにつきましては、せんだって私、町長の代理で本省のほうに要望活動いたしましたときに、ほかの大町町とか、複数の首長さんがおっしゃっていましたが、自分ところでもそれを考えたいんだけど、上に堤があるから考えたいんだけど、それは利水機能があるから、そこを空にしたら今度はどのようにしてまた補填してやるかとか、そういった御意見も、もうこれはそれこそ待ち時間の話の内容でございましたけれども、うちと全く同じような心配を県内のほうでもお持ちでございますので、そこはしっかり今後調整していくことが必要になろうかと考えております。

先ほど下流域の水路でございますけれども、そこにつきまして、やっぱり今までは年間降水量というか、この7月、8月の降水量がそこまでなかった、しかし、それが急激にふえてきたという問題点がございます。先ほど私がそこは申し上げなかったんですけど、国が大きく国交省の考え方としては、時間雨量60ミリ降れば足りるような設計でございます、今のところは。農業用の構造の水路についてはもっと低うございますので、やっぱりそれは国の施策としてつくってきたような今までの構造物がどうなのかという検証は、国を挙げて今、調査中でございます。

したがって、町だけそこをでかくするということは、まず無理でございますので、そこは国の動向をしっかりと見きわめながら、構造物については今後検討していく必要があろうかと考えておまして、先ほどの運用については、今後も調査を続けていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解のほどお願いいたします。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

質問要旨の6番、水害に強いまちづくり計画を立てて取組みを、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

大川隆城議員の質問事項の1、防災・減災への取組みについて、質問要旨6、水害に強いまちづくり計画を立てて取組みをという御質問に対しお答えいたします。

現在、国の方針としましては、現有施設の補強を重点施策として実施されており、想定外の状況下においては、今まで以上の早い避難行動を呼びかけるよう、方針転換されております。排水対策改良計画などの措置は考えられていないところでございます。

近年、現有施設的能力を超える想定外の降雨等により浸水被害が発生しており、浸水被害区域が広範囲に広がっているのも実情でございます。浸水被害全てをなくすということは困

難であっても、多少不便であっても通常生活が確保できるような手立ては必要ではないかというふうに感じているところでございます。

まずは水害発生の原因、要因の調査を行い、たたき台となる計画を策定するためにも、豪雨による浸水被害発生時の町内の状況を的確に把握するところから始める必要があると思っていますところでございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

ですからね、計画を立てるにもなにも、まずはいかに現状がどうかということ把握することが、まず第一なんですね、やってほしい。それと、ここにさっきもちよっと触れとったかと思いますが、国のほうが防災・減災施設の施策の概要が示された分が新聞紙上で紹介されておりましたが、この中にも大きな被害を受けた施設の復旧と強化を同時に進める改良復旧を促進、河川の水位上昇を防ぐ工事への個別補助制度の創設、大雨に対応したダムの機能を持つ調整池の整備を前倒しして進めると、そういうふうに我が上峰町が該当することも幾つもあるわけですね。

それと今度は、先ほども触れました六角川水系の関係についても、佐賀豪雨の対応策としてはほとんど変わらんようなことでのことを挙げてあります。ちょっと読み上げますと、川幅を広げる引堤や土砂採掘のほか、遊水池などの洪水調整施設整備、堤防決壊の時間を延ばすために上部をアスファルトで保護すること等を検討しているというようなことが述べられていますから、やはりそういうことが必要だということは、もう当然わかっているわけですね。

もう私が一番言いたいのは、今はこの上峰のこの区域も含めて、上峰はまだまだあんなにひどい災害までは出ていないけれども、あすは我が身で、いつそういう状況になるかわからんということは、十分考えとかんばいかんわけですね。ですから、いろいろありましようが、要望すべきはどんどん要望していきましょうよ。そして、1つでも2つでもいいから該当させてもらうように、努力をお願いしたいと思います。そして、やはりもう早目に防いでいかんと、それこそ災害が起きてからじゃ遅すぎます。ですから、その辺を十分おわかりと思うけれども、踏まえて、年次計画なりのことをきちんと立てて対応していただきたいことを切に要望して、この項は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、広域ごみ処理施設整備について、質問要旨、建設予定地への再検証申し入れへの対応はどうか、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

私のほうからは、大川議員の質問事項２、広域ごみ処理施設整備について、要旨１、建設予定地への再検証申し入れへの対応はどうかという質問につきまして答弁いたします。

鳥栖市市議会では鳥栖市長に対し、鳥栖市真木町に建設計画されている次期広域ごみ焼却施設について、洪水時に浸水が想定されている建設予定地が適当かどうか、再検証するよう申し入れを検討されているところでございますが、これを受けまして、首長会が開催され、この中で現在計画されている場所に建設するという確認をされております。

以上でございます。

○８番（大川隆城君）

それでは、課長、ちょっと確認をさせてもらいたいと思います。

今現在、処理施設の整備関係については、建設費が169億円、30年間の運営費が247億円、計の416億円という予算を示しをされておりますよね。そうすると、この建設費の中に今回の見直しをした後の関係で、２メートル以上かさ上げをし、そして、重要な機械器具等は５メートルの高さ以上に設置をするとかいうことを計画されておりますが、それらの経費というか、予算もこの169億に入っているものか。

それともう一つ、この運営費関係の中で、今現在まだ処理の方法がたしか３通りあったと思いますが、そのどれかというのはまだ決まっていない。これは入札の結果で決まるようなことだと思いますけれども、その処理方法によってはいろいろ後々最終処分関係とか、いろんなやつが出てくる可能性もあるわけですよね。じゃ、そういうふうな、後でこういうものが必要だとなったときのことも想定して、次の運営費、建設費、あるいは運営費の中にもう組み込まれているかどうか、その辺ちょっと確認させてください。

○住民課長（扇 智布由君）

まず初めに、建設費の中に今回の浸水想定に係る施設設計の中にそういう対処する部分の計画が入っているかというところでございますが、既に、失礼しました、２メートルをかさ上げし、電気室、中央制御室など主要機器は、浸水以上に設置するなど対策を講じておりますけれども、これにより建設費等が別途プラスになることはございません。この中に含まれているというところでございます。

また、処理方法のお尋ねだったかと思いますがけれども、議員おっしゃるとおり、ストーカ式、シャフト式、流動床式という３つの中から選定をされるかと思いますがけれども、こちらのほうが今回は民間事業者の経営能力や技術的能力を活用するために、設計、施工、運営全てを事業者が一括して行うＤＢＯ方式により実施をされます。そこで事業者の選定を募集し、業者選定委員会の評価を踏まえた上で採用する業者を選定することとなりまして、この中で処理方式は事業者の提案となっておりますので、こういった議員がおっしゃいます最終処分の費用等も含まれているという認識でございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ただいま確認させていただいたことも全て含まれているということ、それと、首長会でも今の予定地という話になっているということをお聞きしました。それらを伺って思い出すのが、今現在の中原香田の処理場が建設されるときのことを思い出しました。あのときも最初は鳥栖の別の場所、これ、あんまし場所は言わんがいいでしょうから、別の場所に決まっていたんですよ。8割、9割決まっとして、いざ整備にという段階になったら、それこそ俗に言うドタキャンで、白紙に戻って壊れた。その後を受けて、何年かかかってやっと、紆余曲折いろいろありましたけれども、今の中原のあの地でということになったわけですよ。それと全く同じような構図に見えてならなかったわけですよ。

で、いろいろこれから先、また、これも要りますよ、これも要りますよとなってくると問題だけど、あそこも今の真木町も25カ所の候補地から、一次審査、二次審査とされて、最終的に決まったというお話も聞いております。そういうことを考えますときに、やはりこのごみ処理というのは一日でもストップさせるわけにはいかない。もし、あれが今のところを白紙になったら、じゃ、何年先にできるかという確約は全然ない、出てこない、何年も何年もじゃ、これこそ大変です。

ですから、私は前回のことも十分思い起こすと、やはり一応あそこであるということ合意ができたとするならば、現在の予定地で進めてもらいたいというふうに思うわけですが、そこで町長に一言お伺いしますが、その首長会、あるいは組合議会等でそういうふうな結果だというのは、さっきお聞きしましたが、私は進めるべきだと思いますけれども、構成メンバーの1人でもある我が町上峰の首長としてはどういうふうにお考えか、一言お聞かせ願って、この項は終わりたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

大川議員から広域ごみ処理施設整備について、建設予定地への再検証申し入れの後の首長会についてのお尋ねと、私のどういう考え方かということで御質疑でございますので、申し上げさせていただきたいと思います。

2010年にハザードマップ3メートルで想定しておりました鳥栖市でありましたけれども、2016年の3月22日に洪水浸水想定区域ということで、3メートルから5メートルまで浸水することが想定されるようになり、その後、2メートルの盛土をして投入口を5メートルより高くすることで対応をしてきて、現在までございます。それに伴い、先般、首長会でその確認をさせていただきました。2市3町集まりまして、その確認をさせていただいたのと、あわせて、その鳥栖市の中で話し合いが行われる中で、みやき町のその施設の活用という話も出てきたやに聞いておりましたが、みやき町のほうからは、この現有施設について、延長はもう絶対できないというような町長のお話を確認し、先日、報道にもございましたけれども、組合議会の全員協議会を開催させていただき、議員の皆様方から御懸念の声もいただいたと

ころです。

私ども首長としましては、確認した事項を淡々としっかりと説明をしてまいったところでございます。その中で、議会の議員の皆様方からは、経緯としては盛土もしているし、投入口が高いところにあることを理解をする一方で、今後の運営について大変懸念をする声であったり、また、鳥栖市の状況が大変気になるというお声も上がったわけでございます。

今、注目しているのは、私自身も鳥栖市の動向というのを注目をしているところでございますが、私どもの考え方としては、これをしっかりと見守っていくことが必要かなというふうに考えております。

○8番（大川隆城君）

今、町長からお聞きして安心をしたといえますか、やはりするべきだと意を強くしたところであります。それと同時に、建設予定地である鳥栖市の皆さんについては、今回、今言う処理場建設についての、例えば、各地域の説明会とか、もろもろのことに對して対応する新しく課が設置されましたですかね。そこで当然、理解を求めるためには一生懸命頑張っているんだと、頑張っているものと思っていますんで、早晚御理解をいただけるんじゃないかという気もしておりますが、とにかくこのごみ処理場、やはり一日もとめるわけには行きません。ですから、是非前に進めてもらいたいということをお願いして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、学校現場の現状及び今後の対応について、質問要旨の1番、いじめ、暴力、不登校、虐待についてどうか、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項3、学校現場の現状及び今後の対応についての要旨1、いじめ、暴力、不登校、虐待についてどうかという御質問についてお答えをいたします。

議員より2018年の数字、県のほうの数字を御紹介いただきましたので、上峰町の数字を御紹介しながら御案内していきたいと思っております。

まず、いじめにつきましては、2018年度、小学校で6件、これは対前年、前年度が0でございましたので、6件の増。それから、中学校におきましては、2018年に3件、これは対前年2件の増でございます。

また、今年度につきましては、11月末現在、小学校のほうで1件、中学校で3件のいじめ認知をしてございます。

教師がふだんからいじめを見逃さない意識で児童・生徒を見守り、定期的なアンケートの実施、教育相談などにより積極的ないじめの認知、早期発見、早期対応を行っているところでございます。

次に、暴力事案につきましては、対教師暴力、生徒間暴力、器物破損等、いずれも大きな事案は過去5年間、報告を受けてございません。

次に、不登校でございますが、2018年度、小学校で3件、こちらは対前年のプラス3件増でございます。中学校におきましては、2018年度2件、これは対前年で△の2件でございます。

また、今年度につきましては、小学校で4件、中学校で3件の不登校の状況がございます。

長期間、学校に登校できていない児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等連携しながら、学校復帰の支援に当たっております。

虐待の報告、こちらは挙がっておりません。情報を住民課と教育委員会、各小、中学校で共有し、定期的に情報交換を行い、虐待を見逃さない体制をとっております。

小、中学校においては、管理職を中心に虐待を逃さないよう、全教職員で意識を高く持ち、子供たちの変化に気をつけながら日々の指導に当たっているところでございます。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、報告いただきました。いじめについては、18年度が小学校6件、中学校3件、19年、ことしが小学校1件、中学校3件、それと、不登校関係がことしが4人ですか、そして、ごめんなさい、小学校が4人、中学校が3人という数字であります、やはり人数的には少のうございますけれども、ちょっと心配ですね。やはり我が町小、中学校からもういじめにしろ何にしろ、1人もいないという状況になるように努めていかんといけんと思います。ですから、いろいろ対策等々は考えておられると思いますが、この結果を見て、教育長どういうふうにお感じになりお考えか、一言お聞かせください。

○教育長（野口敏雄君）

大川隆城議員からの御質問でございます。

まず、いじめの問題につきましては、先ほど報告にありましたように、ある年から急激にふえたような数字としては変化がございますが、これは佐賀県全体としても同じことでございまして、いじめについての覚知、認知の仕方が全県一斉に変わったということを受けまして、上峰町においても、それまではちょっとした子供同士のいさかいであるとか、トラブルであるとかいうような形で捉えていたものを、いじめの案件にのっとりまして、相手方が嫌な思いをすれば、それは心身ともにどういった状況であっても、いじめと覚知して認知していくという流れのために、数としてはふえたということでございます。

不登校につきましても、年間30日以上の不登校というカウントもございますが、不登校傾向、その30日までには達しないけれども、傾向きみのお子さん、例えば、登校はしているけれども、一日中ではなくて、ある時間帯だけ登校する。あるいは朝おくれて登校する、いろいろなケースによって対応も変わってまいりますので、傾向の子供たちにも意を用いながら

対応していかなくちやいけないというふうに思っております。

数字ではあらわせない日ごろの子供たちの状況を、まずは先生方が察知して、担任の先生やかかわる先生方がどれだけ子供の様子を察知できるのか、一般によく言われるのは、月曜日の朝が大事であるとか言われますけれども、そこでの先生方の察知力といいますか、洞察力、児童・生徒理解力が非常に大事になってまいりますし、また、その向こう側にある家庭の環境であるとか、学校以外での過ごし方についても、思いをはせながらですね、子供を全体的に把握していくということが大事だろうと思っています。

そして、組織的な対応がまず大事でありますので、よく言われている早期発見、早期対応ということが大前提でありますけれども、上峰小、中学校の場合は、教育相談担当の先生を中心に、今、その体制が確立してきているところでございます。したがって、1人の先生のみだけではなくて、複数の先生方の目と感覚等によって、子供たちを把握して、ちょっとでも気になる場合には早目に全体で共有をして対応していくという形ができつつあるところではないかと思っています。

そして、それに加えて、まちのほうからも予算をいただきながら、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの時間の増ですね、県からいただいているのに増加をして、上峰の場合は小、中学校にカウンセラーとソーシャルワーカーを派遣しておりますので、そしてまた、学校の先生方の御努力にもよって、あえて名前出しますが、スチューデント・サポート・フェイスのようなNPO団体も活用しながら、不登校の生徒たちには対応しているという状況もございます。そういったことが何とか今の数字に抑えられているのかもしれませんが、これは数字が低ければいいという認識でもございませんので、どこの学校でもいじめや不登校というのは起こり得ることなんです、できるだけ起きないように予防的な取組みはもっともっと強めていかなくてはいけないと思っています。不登校を生まない、あるいはいじめを生まないような土壌づくりといいますか、学級づくりであったり、児童・生徒の居場所づくりであったり、そういったもの、それから、授業のあり方も含めて、もっとさらに高みを目指して、小、中学校先生方、頑張ってくださいものと思っていますところでございます。

○8番（大川隆城君）

本当におっしゃるとおり、1人でもそういう不幸な子供といいますか、いじめを受ける子供とか、また、学校に来れない子供がいないように、先ほどおっしゃったように、皆さんで温かく見守りながら御指導いただければと思います。

そういう中で、ここにコラム、新聞紙上のコラムでちょっと目に引いたのがあったものですから、一応ご紹介して、教育長がこれに対してどういうふうなお感じお持ちなのかをお聞かせいただければと思いますが、1つは、先ほども触れましたように、神戸市の東須磨小学校で先生が先生をいじめたという問題、それによって、今まではいじめがなかったのが、急に十何件もふえたというような連鎖反応的な被害といいますかね、出たということが載って

おりました。

そして、これをちょっと読み上げますと、これは今言う東須磨小学校では2017年度はなかった児童同士のいじめが急増、本年度は認知件数が半年で16件に上り、市教育委員会は教員の状態が影響したのではと分析しているということを受けて、「五体不満足」という本を書かれた乙武さん、皆さん御案内かと思いますが、あの人のコメントが、先生が先生をいじめるという、こういうものは氷山の一角であり、教員間のいじめのようなものはどこにでもありと、そして、背景には閉鎖的で同調圧力を生む学校文化があるのではないかと。閉ざされた空間で同じ価値観に染まる集団は異論を唱えにくいというふうなことをおっしゃっておりますが、それについてどういうふうにお感じになるかということ。

それともう一つ、加えて虐待関係のことで、これも佐賀市在住の公認心理師の高橋先生という方が御講演の中で、虐待を受けた子は人との距離のとり方、他人を頼る方法を家庭内で学べない、社会性の発達に非常に致命的と訴えられたと、教育現場の対応については、事実の確定は行政が担うとした上で、保護者との関係よりも子の安全を優先して手を差し伸べてほしい、疑いの段階で児童相談所など関係機関に通報するように呼びかけたというのが載っております。この2つのことについて、教育長どういうふうにお感じになり、どういうふうにお感じになったかを、ちょっとお聞かせ願えればと思いますが、よろしくお願いします。

○教育長（野口敏雄君）

まず、神戸市立の東須磨小学校でのことにつきましては、私も同業者として信じられない思いでありましたし、私は本議会で教育長に就任しました折にも、私なりの教職歴を簡単に御紹介しながら参ったわけですが、後半のほうは教育行政や管理職として、若手や中堅の先生方に自信と誇りを持って教職をライフワークとしてやっていまいしょうと、私たちは死ぬまで、退職した後も死ぬまで恩師であり、担任であり、だから、死ぬまで成長し続けなくちゃいけないということをずっと言ってまいりました。ましてや、こういう子供たちに絶対やってはいけないということを教師自身がやっていたということは、我々はこの学校のことは報道でしか知らないんですけれども、それだけをもって考えた場合でも、本当に信じられない思いでございます。

だからこそ、決して対岸の火ではなく、足元にもそういったことがあり得るかもしれないということで、まずもって上峰の町立学校の先生方を私は信じておりますし、日ごろよく頑張ってもらっている先生方ばかりだと思っておりますが、改めて校長先生、教頭先生を通して、先生方のいろいろな背景も含めて、精神状態も含めて、大丈夫だろうかということを気にかけようとしたところでございます。

また、虐待やネグレクトについては、先ほど来御指摘があった高橋先生の御指摘どおりだと思うんですね。子供同士にそういったものは蔓延してきますし、よく言われるのは、虐待を受けた子は下手をすると大人になってどうしても弱い立場の仲間や年下の子をいじめてし

まうといえますか、虐待を行うというような、そういう連鎖反応もあるということも言われています。ですから、絶対そういったことを生まないように、やはり一人一人の命、そして、人権というのはかけがえのないものなんだということは、学校教育の根本として全部の教科、そして、教科外の活動、全教育活動を通して指導していかなくてはいけないと、そして、教師自身がそれを身をもって示していかなくちゃいけないというふうに思っております。

また、ちょっとここで申しわけないんですが、先ほどの答弁で1つ漏らしたことがあるんですけども、不登校の対応のことで漏らしていたのは、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーのことを言いましたけれども、実は今年度、総合教育会議を開きました折に、先ほど議員から御指摘がありました全県的な増加についての対応ということで、上峰町でも総合教育会議のテーマを上峰町立学校における不登校の実態と対策ということで設定をさせていただいたところです。

その中で、小、中学校の校長先生にもおいでいただいて、現状と対策について協議をしてもらいましたが、委員各位から、そして、特に学校のほうから要望があったこととしては、今かなり手厚く上峰町の場合はしてもらっているんだけど、加えて、学校適応指導教室のようなものを設置していただくというようなことはできないだろうかという御相談を受けました。総合教育会議の中ではそれを受けて、その方向性を町長も含めて確認をしまして、その後、教育委員会の中で議論をしまして、今、令和2年度からの設置ができないかということで検討を始めているところでございます。

もちろんこれには施設設備も必要になってきますし、それは他市町を見ても既存の公共施設を利用することも可能です。ただ、人的な配置も少し必要になってきますので、それも含めて不登校対応については早目早目の対応ということで、上峰町としてもやっていきたいということでございます。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、来年度から小学校5、6年で英語の授業が始まるが、そのため、5、6年の担任が成り手がなく不足と聞くが対応はどうか、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

お時間なく、真っすぐ本題に入らせていただきたいと思います。

全国的にそのように成り手がいないという御心配もあるかと存じます。上峰町におきましては、いち早く5、6年生を対象にマンツーマンによるオンライン英会話を取り入れてきました。充実した授業を行うことができおり、平成31年度全国学習状況調査におきましても、上峰中学校の英語は県平均を約10ポイント上回るような成果も出ております。

また、ALTの配置に加え、英語専科の非常勤講師を町費で雇用しております。担任に加えて、ALTや英語専科講師によりチームティーチングを可能とする充実した体制を構築し

ております。

さらに教員を対象とした県の研修に加え、町独自でも指導力向上研修を行っています。研修では軽い英会話を通して授業にスムーズに入るコツを学んだ後、新指導要領に定められた学習目的について説明を受けました。5、6年生の……

○議長（中山五雄君）

吉田事務局長、時間、簡潔に。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

5、6年生の英語教育への取組みをサポートし、安心して授業を行っていただいているところでございます。

以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、2時55分まで休憩いたします。休憩。

午後2時40分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

7番吉富隆君よりお願いします。

○7番（吉富 隆君）

皆さんこんにちは。7番吉富でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

大きく分けて3点ほど質問をさせていただきます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。

最近ですね、上峰町においても交通事故が非常に大きい事故が起きております。しかも、私の大字江迎地区の坊所城島線で皆さん御案内のとおり、死亡につながるようなひき逃げ事件等があります。非常にお互い用心をしていかなければならないなど。そういう中でですね、高齢者の事故もかなりふえております。この間のニュースを見てみますと、90代の女性の方であったと記憶しておりますが、斎場に行って、アクセルとブレーキを間違えて斎場に突っ込んだという前代未聞の事故も起きているようでございます。そういったことを踏まえて、質問の1項に9月定例会でも質問させていただいておることでございますが、高齢

者安全運転事故対策について、要旨の1として、運転支援装置設置促進事業について町のお考えをお尋ねさせていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、中心市街地再開発についてでございますが、私も含めて6人の議員さんが通告をされております。非常に関心度の高い案件であろうというふうに思っております。なお、町民の皆さんからいろいろな御意見等々も伺いをしております。町民の皆さんの関心度も高いなというふうに思っております。ただ、同僚議員からの質問等々の内容、また、執行部の答弁等々をじっと聞かせていただきましたけれども、なかなか見えない部分が一步進んだ答弁がなされたのではなかろうかなという感じがします。しかしながら、この問題については私も何回となく質問させていただいておる中で、町の双肩にかかわる大きな問題であるということを念頭に考えているところでございます。

と申し上げますのが、この問題等々については、行政も非常に努力されているなという感じもしております。ただ、100%、じゃ、答弁ができているかと、そうでもない。見えない部分、この市街地開発を進めるに当たって核となる案件が二、三点見え隠れをしております。だから、その核となるものは何かと、これが進まない限り、前に進むことができないであろうというのがイオン無償譲渡の案件でございます。これが大体想定をしていただいて、いつごろに議会に上程ができるんだろうかという質問が1点でございます。

2点目にですね、イオンさんからの条件等がついているようでございます。同僚議員の質問の中でそういう御答弁があったんで、まずもって、2点ほどお伺いをさせていただきます。

それから、大きく3点目に事業交付金についてでございますが、ふるさと産業活性化事業交付金関連についてお伺いをさせていただきます。

非常にこの問題もですね、私は行政側から見て、農業に目を向けていただいてありがたいことだなと非常に関心をしておりました。ドローンのときも100%事業でですね、農業促進のために町が方向性を変えていただいてということも高く評価をしているところでございます。しかし、この問題につきましては、私は町の人がこの事業を展開する交付金だろうというふうに私は思っておりましたら、中身が違いうようでございます。この活性化事業交付金について、内容説明をいま一度お尋ねをしてみたいと思います。

以上、大きく分けて3点でございますが、よろしく御答弁のほどをお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、高齢者安全運転事故対策について、質問要旨、運転支援装置設置促進事業について町のお考えは、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（宗雲英則君）

吉富議員の質問事項1、高齢者安全運転事故対策について、質問要旨1につきまして答弁をさせていただきます。

運転支援装置設置促進事業については、前回の議会でも御質問をいただいていたところですが、全国的な問題であり、県内各市町、また、県民よりお問い合わせがあるとのことで、佐賀県暮らしの安全安心課におきましても県内市町の補助状況を調査されておりました。確認しましたところ、現在、補助を行っているところはないという状況ではございました。県におきましては、国の経済対策といたしまして、安全運転サポート車購入及び後づけの踏み間違い防止装置への助成を2019年度補正予算案に盛り込むことを検討しているという報道がありましたので、その状況を見ながら検討したいということでした。本町といたしましても、国、県の状況を見ながら検討させていただきたいと思っております。

以上、吉富議員の質問の答弁とさせていただきます。

○7番（吉富 隆君）

総務課の副課長のほうから御答弁をいただきました。前向きな考えであるように受けとめております。

しかしながら、国の政策の件も御答弁の中にあつたようでございますが、きのうまで国会がございました。その中で閣議決定がなされるものと僕は楽しみにしていましたが、年明けの通常国会では閣議決定になるような方向で進んでいると国会議員の先生からお聞きをしているところでございます。前回、9月にも質問させていただきましたけれども、御検討方をお願いしますということで、お願いごとでございました。しかしながら、東京だけがそういうシステムがありますよという御回答でございましたけれども、我が町として一番早くやってもおかしくはないでしょうということで御議論をお願いしておりましたが、検討していただくということでございますが、ぜひともですね、当初予算に補助金要綱をつくっていただいて、お示しをしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課副課長（宗雲英則君）

当初予算への計上をということでございますが、国や県の補助要綱等を見させていただきまして、参考とさせていただきたいと思しますので、間に合うようであれば上げるというふうな考えを持っておるところでございます。済みません、よろしくお願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

副課長さんの立場から見ると、その程度の御答弁だろうと思いますが、県の要綱というよりも、町に要綱をつくっていただいて、まだ時間的にありますので、御議論をしていただいて、3月の当初予算に盛り込むような形をとっていただきたいと、これはあくまでも私のお願いごとでございます。しかしながら、私たちの田舎町という用語があるかも知れませんが、高齢者というのは、うちの町は数字的には意外といいほうなんですよね。しかしながら、車なしでは何もできないのが田舎町なんです。だからといって、免許証の返納を先に早うすることもできない状況下にあります。町の施策としてもいろいろな施策をやっているところでございます。これはよその町にないこともしていただいておりますので、その辺を考慮

しながらとしながらも、やっぱりぜひとも当初予算に組み込む、県の要綱ではなくて、うちでつくっていただく議論をしていただいて、間に合うように心からお願いをしておきます。よろしく願いしときます。

先にお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りますか。

○7番（吉富 隆君）

要りません。先にお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の2番、中心市街地再開発について、質問要旨、イオン無償譲渡及び関連について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

吉富議員の質問事項2、中心市街地再開発について、要旨の1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となることをまずもって御容赦願います。

イオン九州株式会社との協議は引き続き行っております。協議の感触といたしましては、ネガティブな印象というものはありません。譲渡に向けて双方前向きに進めていると、こういう印象でございます。

譲渡に関し、基本合意は既に行っておりますので、土地及び建物の譲渡に関し、双方の基本的な意思には変わりはありません。合意条件が煮詰まり、一定程度成就した段階で先方におけます社内意思形成が実行段階に移せるものというふうに思いますので、そのタイミングで譲渡になるものと考えてございます。

以上、吉富議員の質問の答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

この案件につきましてはですね、非常に大きい事案であると私は位置づけをさせていただいておる中で、今、粛々と協議をされているということでございますが、私はこの案件が行政の方々が努力して議論されているのは評価をせざるを得ない、しかしながら、この無償譲渡がいつごろになるだろうかというお願いをしておりましたので、その1件が答弁がなかったようでございますので、お願いをしたいと。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

イオン九州株式会社とは実務担当者を中心に協議を重ねております。互いに胸襟を開いたような折衝を引き続き行っているところでございます。本年1月15日に当町と基本合意をしまして、イオン九州株式会社の所有する土地の一部及び建物につきまして、上峰町のほうへ

譲渡する意思がある、そして、上峰町のほうとしてはそれを受け入れる意思があるということ
とで基本的な意思について合意を図られてございます。移転の時期も含めてなんですけれども、
方法、公租公課、手法を含めて条件整備というのが必要になりますけれども、こういった
細かい事務作業を積み上げております。もちろん、財産を取得するということになります
ので、その際、しかるべき議会にも当然上程をする運びという形にはなるだろうというふう
に思っております。また、これはちょっと規模が大きいので、単純にぱっと言うわけにもな
かなかいかないという事情もございます。いろいろ条件がそういったところはございますの
で、そういったところも含めたところでいろいろ協議を差し上げているという状況でござい
ますので、御了解方願えれば幸いです。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今、室長さんから御答弁をいただきましたが、基本合意は1月にできているんですね。
もう1年近くたちます。そうしますと、大体いつごろ上程ができるだろうかということでは
きるのではなかろうかと私は思います。できればですね、ぜひとも大体いつごろになる、
じゃ、3月の定例会に、じゃ、6月の定例会ごろにはできるのではなかろうかということさ
え言えないようでございますが、これはですね、議員の皆さんも物すごく関心度が高いわけ
でございますが、これをやっぱり議会に説明をしてきちっとしていただかないと、今までの
行政の人たちが議論を重ねてきて、前に前に進んでいるわけですね。しかし、これがない
限りはですね、議員の皆さんも、今、予算上程されていますが、判断のしようがないと
私は思います。ぜひともいつごろできるという話をしていただければ、本当助かるんです
が、できないようでございますので、これはどうしようもなかなか思うところではござい
ますが、室長さん、もう一回どうなのでしょう、いつごろの予定になるんですか。1年近
くなるんですよ、合意決定してですね。非常に大きい問題ですから、難しいというのは理
解していますよ。努力されていることも理解しています。しかし、前に進むに当たっては
ですね、議会の皆さんにももう少しちょっと説明不足じゃなかろうかと、私は気がしま
すよ。だからですね、私たち議員の皆さんもこういった大型事業をやるに当たっては
ですね、賛成の方向、10人ともそう思っておられます。9月の定例会を見てください。
200,500千円の予算提示がなされました、土地購入で。全員一致ですよ。そう
でしょう。そして、補正ですから、一部は仮契約ができた。あとはですね、年度末
までに執行すればいいことなんですよ、基本的には。それは進めていただくだろ
うし、議員の皆さんの関心度が高いのは、町の活性化のためにやってくださいよと、
口では言わなくても全員賛成ですから、土地購入に。そうしますと、残るのは――
どうですかね、土地購入が2万5,000平米ですね。そうしますと、イオンの跡地
の問題が3万8,000弱になるんですかね、残りがですね。それが町の所有になる
のかないか、大きい問題ですよ。それが進まないと、片一方は土地を買った、片一方
はまだで

すよということじゃ、なかなか難しいですよ、議会の判断は。そこら辺、課長どがんでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

大変やきもきさせているんだろうなということは手前どもも十分承知してございます。もちろん、この案件につきましてはイオン九州さんなんかとも話す中ではですね、町に対して協力するという姿勢はかなり見せられております。ですので、最終的にはですね、今、御提示を差し上げております用地を含め、それとイオン九州さんからの譲渡を合わせて、地形はきっちりそろうものということで私どもそこは信じて疑わないところでございます。ただ、そのタイミングということですから、むしろ、あとはタイミングの問題なのかなというところもありますけれども、そこが移転に関しての時期等に関していろいろ協議を差し上げているところでございます。

あるいは、あとほかの問題もございます。先ほど公租公課とか固定資産の話とかもありましたけど、そういったこともいろいろそういうところでは当然話をしていくべき内容ではございます。ですので、議員の皆様方からはそしりを受ける向きもありますけれども、こういったちょっと大がかりな譲渡を進めるにもお互いの準備とか相応の体制というのは、ある意味ちょっと仕方がないところもお含みおきいただければありがたいとは思っておりますけれども、確実に進んでいるということはですね、ぜひ申し上げたいというふうに思っておりますので、そのところは誤解なきようおおさめいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

課長の答弁ではですね、大体いつごろ議会に上程をすることさえ御理解をいただきたい、いつごろということさえ言えないということでありますので、これ以上僕は追及しませんよ。ただですね、課長よくよく考えてください。御案内のように、やきもき誰でんしととですよ。なぜならば、町民の皆さんからかなりのきついお言葉もちょうだいしています。何ばすつとかいと、議会が知らんでどがんすつかという話もお伺いを10人中10人の中でしています。だから、関心度が高いということは御理解いただきたいと思います。と同時にですね、予算も上程されておりますので、判断材料としてできなくなりますよ。それはつけ加えておきます。

それからですね、もう一点、イオンさんから無償譲渡に当たって条件があるという御答弁が同僚議員の質問の中であっております。たしかにつくでしょう。そこに難しさがある。いろいろと質問したい、内容をしたいけれども、憶測じゃ物を言えないですよ、本議会ですから。やはり執行部のお考えを聞きながら質問をさせていただきたい。条件等々についても御提示できんでしょうか、お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

条件といいましても、いろいろ、例えば、移転時期であったり、方法であったり、公租公課、手法を含めて、そういったのも条件ということで、これは前々から本議会の中でも申し上げていたことでございます。ですので、そういった細かい事務作業を積み上げていくということでございます。双方の協議によって細かい整備条件というのを踏まえてですね、意思確認というのが必要になってくるというふうには思っておりますけれども、ただ詳細をずっと申し上げていきますと、なかなか競争上の地位を阻害するおそれとかが生じますので、そこに関しましては差し控えさせたいというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今、課長の御答弁では差し控えさせていただきたいということでございますが、やっぱり条件等々も議員の皆さんは知る必要があるという判断をされておるようでございます。私もそう思っております。そうしますと、非常に難しい問題が起きるのではなかろうかと私は思いますよ。だから、本議会で言えないということであれば、同僚議員も質問されておりましたが、やはり議会に対しての説明責任は私は執行部にあるだろうと、それがなかなかできないということであれば、予算上でされてなきゃ、これはいいですよ。我々はこの短期間の中でそれを賛成するか反対するか、判断をしなければなりません。この大きな問題を賛成しても大きな責任が問われるんですよ、議会は。反対しても町の考え方を阻止することになるので、大きな負担がかかってくる。そりゃ、当然課長が言われるように、やきもき議員はしますよ。だから、この本議会で言えないとするならば、全協なり何なりを開いていただいて質問を、町の考え方をしていただくということになろうかと思いますが、私はやっぱり本議会できちとした形をとってほしいなと思います。これは予算上程なければ、僕はこういう質問はしていません。我々は判断をせにやいかないんですから、当然この短期間でできる話ではこれはないんですよ。それが1点あります。

それとですね、ほかにも核になるもんがございますよ。課長さん、あるでしょう。これを進めていくについて核があると私は思っております。核になる案件についてですね、いま一度質問をさせていただきますが、6.37ヘクタール、合計で3点、そうなりますよね。そうすると、その土地が町の所有になった、まだ進んでいないから、仮になったとしますと、その土地に何をするのということなんですよ。それにはPFIという話があるので、債務負担がついて回りますね。だから、それに町の持ち出す金も出てくるであろうと思います。ないかもしれませんよ。ただ、その問題等々を一つの核としてやっぱり議会にお示しをしていただかないとできないだろうと。そうでしょう。1月15日に大体の協定はできている。1年なった。それもできないと。しかし、粛々と前に進んでいますよということに疑問を感じざるを得ない。それは難しいと僕も理解しますけど、やっぱりそういったことを議会に早くしていただきたい。

今、同僚議員の質問の中で、前に進んだよねと、僕はこう申し上げました。室長さんの答弁の中に何を入れますよ、これも入れますよという話をされました。ああ、前に進んだなど僕は高く評価しました。しかし、核になる部分が出てこない、予算計上してあるので、判断のしようがなくなる。軽々に賛成、反対ということが——目の前に来ているわけです。議会の流れで金曜日が討論、採決ですから。その中で判断をしなくてはならない、これは議会としてもやきもきするし、頭の痛い問題ですよ。せっかく町の活性化のために、町長初めスクラムを組んで前に進んでいるわけですから。そうでしょう。9月議会でも総額的に幾らぐらの金が要るのという話もさせていただきましたが、それさえ、何も説明はございません。限度額というのがあると僕は思いますよ。同僚の議員の中で縮小する部分があるかもわからんと答弁されていますので、そこだと思ふんですよ。この小さい町で大きな負担を背負うということなんで、町の双肩にかかわる問題なんですから、やっぱり我々としては町民の声を反映する、議会の中で、慎重にいかざるを得ない。行政にはですね、昔からこう言っているんです。大きな問題については「石橋をたたいて渡る」ということわざがございます。私は石橋を2つも3つもたたいて割ってほしい、慎重にやってほしいと思います。だから、言えない部分もあるでしょう。しかし、予算上程をされたんでね、やっぱり苦しいですね、議会の立場から見ると。あしたあさって判断しなきゃならない。その辺について、課長さんどうですかね。大体の総額が相当な金額に膨れ上がるであろうと予想しますが、町としての限度額は御披瀝できないでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

お披瀝できないかというお話かというふうに思います。ここに関しては、ちょっと私どものほうでいろいろ考えたり、検討したり、対話の中とかでもいろいろな話が生じております。そこは民間事業者さんのノウハウの中でどれぐらいにできるのかとか、経済的な条件の中でどう折り合うのかとか、そういう話は当然これまでもしてまいりましたが、それに関してはですね、そこの中での話というのはどれぐらい削減できたり、どれぐらいになったりというのは事業者のノウハウに触れる話にも直結する案件でございますので、大変申しわけないんですけども、ちょっとこの場で申し上げるには至っていないのかなというふうにも思っております。申しわけございません。

○7番（吉富 隆君）

御披瀝ができないという御答弁でございますが、苦しい立場も理解はするものですよ——よかですか、質問変えますよ。

11月29日の新聞報道、佐賀新聞でございますが、「イオン跡地に体育施設追加」、中身を読みますと、再開発の中に体育施設をつくと載っとるんですよ。そのために補正予算を12月6日に開会する予定の議会に提出するとなっております。ここで予算を組んであるんですよ。そうすると、今、何で大体の大枠の総額をお尋ねしたかということ、追加することによってボ

リウムがまた大きくなるだろうなという心配もございます。しかし、この問題は大きな案件として、議会ですっと町長にもお願いした案件でありますので、これをやってもらっているんですが、やっぱりきちとした形を我々議会に話をしていただかないと、これはやっぱり困るですね。課長あんまり議会を苦しめんでくださいよ。

この新聞の記事は、やっぱりコメントは町長さんが出されたと思うんですよ。どっちが間違っているんだろうかと。社会体育ですかね、どっちやったですかね、修理するというような答弁が今回の議会に出ております。しかしながら、この新聞ではきちっと再開発施設のそばに社会体育施設を建設するという、決まっているということなんですよ。これが本当だとすると、新聞もうそは書かないだろうけれども、そういったことを勘案して、やはり議会で説明不足ではないかと僕は思っています。どうでしょう。きちとした形で説明を本議会できないとするならば、全協なりを開いていただいてする意思があるのかどうか、お尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

報道の記事に対するコメントは私はいたしません。私どもは議会にお願いしている形と同じように定例会見に臨んでおりますし、その報道機関にお尋ねになられたらよいのではないかとこのように思いますが、基本的には、社会体育館、あるいは武道館についての御要請を議会から受けまして、議員の方からの質問で受けたのが一つきっかけにはなりましたが、従前から教育委員会から御要望を受けてた経緯もありましたので、これについて市場調査、可能性調査をしていくということも議場で、さきの議会で申し上げたところでございます。それに従い、予算を計上しているところでございます。

○7番（吉富 隆君）

議会からの要望があったからということなんですが、確かに議会の中ではですね、この体育施設についてはつくり直せという意見は今までも出てきておりました。しかしですよ、イオンの跡地に施設をつくるということは新聞を見て僕は知ったわけですよ。これは正式なもんですからね。町長いわく書いたメディアに聞いてくださいよということなんですが、それは違うと僕は思います。このコメントは誰がしたんですか、じゃ。それには触れませんということですが、それは違うと思うんですよ。これ以上——いろいろこの案件について質問をしなくちゃならないけれども、する必要がなくなってしまったと私は判断せざるを得ない。せっかく前向きに議員の皆さんもお考えをいただいているんで、少しぐらい情報提供はすべきだと僕は思ってます。

だから、私は先ほども申し上げました、本議会以外に全協してでも説明はされますかと言ったら、その答弁はございませんでした。しないということで判断させていただきますよ。よろしゅうございますでしょうか、いま一度御答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

まず、全員協議会については、先日の一般質問の後に1回休憩時間を挟みまして、議員の皆様方の御意見を議長さんが集約をされまして、議案審議途中か、ちょっとその翌日なのかわかりませんでしたけれども、終えてからなのか、途中でなのかわかりませんが、全員協議会を開催されるということでお聞きをしたところでございます。私どもからですね、全員協議会を開催する意向を求めるのは、議長を中心とした議会の御意向を無にすることになるかと思しますので、その点は議会の御意向というのを考えながら、我々としても審議で不十分な課題等があれば、しっかりとその点について答弁をしていきたいというふうに思っております。

また、先ほどから何かかみ合わない話がずっと続いておりますけれども、体育施設と武道館等の議論をもとに中心地に持っていったらどうかという要請を教育委員会から、この議会での質疑の前にいただいておりますので、さきの議会で私は議員の皆様方にその可能性の調査をするというふうに申し上げております。よって、可能性調査の提案の予算を現在上げておりまして、ここに決めるということではなく、可能性を調査する予定の予算であります。VFMをしっかりと出して、その後に判断をさせていただきたいということも先ほどから——これは何人目の質疑かわかりませんが、中心市街地のやりとりの中で申し上げてきたことを申し添えます。

○7番（吉富 隆君）

新聞報道によればですよ、再開発施設のそばに社会体育施設を建設するとくくってあるんですよ。これは報道が間違っているということで判断せざるを得ないですよ、今の町長さんの答弁では。そのようになるわけですよ。同僚議員の説明の中では全協の話も出ておりましたが、私なりに質問させていただいているので、行政からは全協の要請はできないという判断でございますので、それは議会の中で議論をするべきだろうと思いますので、ぜひともですよ、質問の途中でありますけれども、暫時休憩をしていただいて、議長中心に議会としてどうあるべきか議論をさせていただければ幸いですでございますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

全員協議会をしないというふうに申し上げたつもりではなくて、議会の御意向を確認し、説明する課題が残っているようであれば、我々からも全員協議会を申し上げていく必要はあると思っております。

私は、なぜ全員協議会というところにこだわりを持っている、何かいつも申し上げるかといいますと、議会は本議会が自治法上定められていて、条例上に特別委員会が定められていて、全員協議会はそもそも今は規則になっておりますけれども、要するに法令の定めのない会議体だったわけです。今、規則という位置づけがされました。すなわち、本議会で予算とか議案を上程し、そこから特別委員会でさばいて、そこで課題等、また審議不足のことがあればですね、そうやって振っていくという流れに法体系上はなるんだろうというふうに理解を

しております。すなわち、何で全員協議会で真っすぐ事前審議をすることが問題かといいますが、簡単に言うと、そういう体系に沿っていないということが言いたいわけではなくて、見えないですね。こうして傍聴者の皆様方であったり、住民の皆様方に見えない環境で実質審議が行われることを避けなければいけないという思いがこれまでの町政運営においてずっと感じてきたことであります。

先般も一般質問の途中で休憩、全協という流れになったときには、恐らく全協内でさまざまな論点を取り交わされて、結局、本議会での発言はしゃんしゃんで終わりというようなことにならぬよう、基本的にはその体系上、きちっと審議をしながら、課題が残った部分でまだまだわからない部分が、不可解な部分があるとすればですね、質疑ですから、疑義ですから、疑がある部分についてただすというふうに書きますので、その部分についてしっかりと審議をすることが流れ上、大切なのではないかということでございます。

よって、その上での全員協議会であれば、すなわち、実質審議が終わる議案審議後であれば、私としてはしっかりとその分対応していきたいというふうに考えております。

○議長（中山五雄君）

ちょっとお諮りします。今、吉富議員のほうから全協を開くべきだということで行われました。それと、執行部からは、要するに、たてて議会のほうからというようなことじゃなかったかなと。執行部のほうから言うべきか。我々にとっては、今までほかの議員さんたちのいろんな意見を聞いていて、執行部の答弁がほとんどがなっていないと、今まであっていないということで答弁を求めるということが趣旨じゃなかったかなということで、ここで暫時休憩して、皆さんと協議をして、それから決めていきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

そしたら、暫時休憩します。休憩。

午後 3 時 40 分 休憩

午後 4 時 15 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

吉富議員、2 番目の質問をお願いします。

○7 番（吉富 隆君）

休憩をさせていただきましたこと、非常に傍聴人の方、また執行部の方に御迷惑をかけたことを深くおわびをさせていただきたいと思います。

そういった中で、私の質問の中でですね、新聞記事の問題を出させていただきました。町

長答弁の中で、この答弁については新聞社に聞けという御回答をいただきましたが、それは納得できないと僕は思います。やっぱり町長さんがコメントを出しんかったなら出しんかったでいいじゃないですか。それはお認めをされるかどうか、お尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

新聞社さんに定例会見等、あるいは議案送付後に取材受けて答えるのは町民への責務だというふうに思っております。二元代表制である以上、議会の皆様方と町民の皆様方を優劣つけることなく、そこに情報公開するのが行政の務めだというふうな前提で申し上げる必要があるかと思いますが、ただ、議会の開会前に定例会見を行っていたことがこうしたごくしゃくしたことを生み出すのであれば、大変申しわけないと思っておりますので、議長初め議員の皆様方に深くおわびを申し上げたいと思います。

また、記事は今、拝見しておりませんが、私が答弁した内容はこれまで議会で申し上げてきたことと一切変わりなくお話をしております。どういう表現が書かれていたか、記憶しておりませんが、私のコメントには責任を持って発言をしておると思いますし、新聞社さんも新聞社さんの責任でその記事を構えておられると思いますので、その点は我々が新聞社さんの記事の内容について責任を負うものではないということを先ほどの質疑の中で伝えたかったわけでございますので、御理解のほどをいただければ幸いです。

○7番（吉富 隆君）

ただいまですね、基本的な御答弁をいただきまして、町長が言われる、そのとおりだと思っております。しかしですよ、新聞記事の内容の中で、こういった何というですか、決定するような新聞記事になっているんで、その問題について僕は質疑をさせていただきました。そしたら、新聞社に町長さんは聞けて言いんかったもんね。その分だけは撤回をしていただきたいというふうにお願ひしたんですけども、その御回答は得なかったんで、何回も僕は聞こうと思いませんが、どうですかね。やっぱりこれは私が新聞社に行くとかじゃなか。コメントを出された町長さんは責任を持ちますよということでもありますので、それはやっぱり今後もうこういうことがあり得ることであろうと思います。この案件が余りにもふと過ぎるんですよ、はっきり言って大き過ぎると僕は思っています。だから、やっぱり説明責任というのが問われているんですよ、これはね。だから、そこら辺はお互いが柔軟性を持って、議会と行政が両輪のごとく進むようにすれば、町の活性化につながるであろうというのが基本的な考えですよ。ところが、この事業を進めるに当たって、核になる部分が見えてこないんで、なぜなのという質問をさせていただきましたけれども、出てこないんで、質問はやめました。

流れの中でもいろいろ問題が、同僚議員からの問題もあって、全協でという話もあってますんで、これ以上追及することはできないのではないかと思っております。やっぱりお互いの立場は協調し合うべきであろうと判断していますので、その辺について、まず1点目の新聞社に聞けということだけは撤回してほしいと思いますが、いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

これはしっかりと読んでみると、全然問題がないのではないかと思います、佐賀新聞社さんの記事についてはですね、私が言及する立場ではありませんが。「新計画を策定する方針を固めた。」、その計画の中身の文脈に移りまして、「再開発施設のそばに社会体育施設を建設する。」という計画だと。この計画について、我々は再評価するということを申し上げていきますので、ここを私がいろいろ論評する立場には本来ありませんけれども、読み方の違いなのかなとも思います。私自身がコメントしている部分はその部分ではありません。「計画が大きく遅れているとは考えていない。中心市街地をよりよくするため、要望をしっかりと検討する。」と、この点しか答弁をしておりませんし、そのように明確に記載されておりますので、議員がおっしゃりたいのはこうした文言一つ一つというよりも、こうした記事が出たことで議会の皆様方に御心配をおかけしたり、御懸念を与えているということでありましょうから、先般から申し上げてますように、定例会見の日時等をちょっと変更を加えながらですね、報道の方々にも議員の皆様方にも、ひいては町民の皆様方にも余計な心配を与えないような対応を心がけていきたいと考えております。

○7番（吉富 隆君）

町長さんの答弁の中でですね、答弁は新聞の後のほうに載っているようなことしかコメントを出していないということでございますので、新聞社に聞けということは避けられたので、それはそれとしてですね、私の頭の隅に入れておきたいと思っておるところでございます。

この中でですね、まだまだいろいろと質問事項がございますが、時間の都合もございますので、ぜひとも後でまた質問等の時間があるようでございますので、そういったことで質問をさせていただくことでこの項を終わらせていただきたいと思います。

先に行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、事業交付金について、質問要旨、ふるさと産業活性化事業交付金関連について、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

吉富議員御質問の質問事項3、事業交付金について、要旨1、ふるさと産業活性化事業交付金関連について答弁させていただきます。

ふるさと産業活性化事業交付金につきましては、園芸用施設ハウス助成として、国、県の補助によらず、町単独で要件を緩和し、米、麦、大豆の基幹作物から果樹園芸作物への転換を図ることを目的とする補助事業としておりました。しかしながら、事業実施の段階でさらなる検討を重ねた結果、国、県の補助事業と要件のすみ分けを図り、差別化することに困難な部分があったため、国、県の同様の目的の補助事業を活用して、果樹園芸作物の振興を

図っていくこととしました。したがって、園芸用施設ハウス助成につきましては、さが園芸生産888億円推進事業を活用し、今後、事業実施者は県の承認を受けて行うところとなりますが、県補助金にあわせて町補助金を交付する要綱の整備や事業の推進に取り組んでいくところで考えておるところでございます。

以上で答弁を終わります。

○7番（吉富 隆君）

この問題につきましてはですね、9月定例会で全員一致で確定をしている予算であります。しかしながら、その中で、同僚議員の質問の中で、要綱の問題が議論をされてきました。議論をした中で、要綱が、問題点で私はお尋ねしようと思ってました。そのときは町単であったと。町の金をこれに充てるということでやったんですが、県の要綱を採用しながら、補助金を採用するということなんですが、この40,000千円ちゅうとも今度変わっていくんですか。その40,000千円の中に補助金を入れると、追加するということなのか、どちらですかね、課長。

○産業課長（日高泰明君）

吉富議員御質問のところの事業費につきましては、今後は県園芸生産888億円事業を活用していくというふうなところで、県からの補助金とあわせて交付するようなところになってまいりますので、今の予算しております額からもちろん減っていくところとなります。もちろん、事業実施は県の承認を受けて行うところで、県の補助金を受けての交付となりますので、県の補助金分のところについては浮いてくるようなところの事業のスキームになってまいります。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

今、補助事業を採用しながら、この40,000千円から補助事業の率を差し引くということで理解をいたしました。しかしですよ、9月の定例会で議決事項しているのをそんなに補助事業が見つかったからって変えることができるんですか。できるとしてもですね、事前に議会に説明しなくちゃ、議決事項ですよ、課長。要綱が先か予算が先かという議論があった。そうでしょう。僕は本当はここは一言しか聞こうと思っていなかった。要綱はどうなったんですかという話で終わるつもりでいた。議員の皆さんも誰でん知らんやったと思うですよ。町単でいく、40,370千円の金額ですね。それはそれとして、補助事業が見つかったということは40,000千円の中から町の金が減るわけですから、いいことなんですよ。

そうしますと、もう一点お尋ねをしておきますが、産業活性化事業交付金という内容がどういうものかですね、ちょっと私は確認の意味でお尋ねをさせていただきます。

○町長（武廣勇平君）

この交付金につきましては、地域内の規模拡大、あるいは施設、園芸の分野で拡大思考の

方々の施設整備等に充てることを念頭に置いておりましたけれども、基本的には、ただいま課長が申しあげましたように、要綱を定める際にさまざまな問題点もわかりましたし、これは認定農家を基準としたり、対象とすることであったり、あるいは県の事業とのすみ分けをはっきりするべきだというような御指摘も受けた上で、我々としては要綱整備にすごく時間がかかったところでございます。

ただいま申しあげた課長の答弁は今後の要綱づくりでありまして、この予算は県とのすみ分けをすることを前提につくるよう申し添えられて、全員賛成といいますか、賛成をいただいた予算でありますので、これは保留します。すなわち、県の888園芸事業についてしっかりと町単独で応援するような形で要綱をつくり直しながら対応していくことが求められるというふうに思っております。スピーディーな対応を急ぐ余りに、県費で活用できる部分を活用せず町費のみで対応するということが税金の使い方としていかななものかというような御議論も十分によく理解できるところでありますし、我々が要綱を定める前にですね、御指摘を受けたことを踏まえれば、当然の結論かというふうに現在思っております。

○7番（吉富 隆君）

このふるさと産業活性化事業交付金について、若干、私も疑問を持っていたので、質問をさせていただいてよかったなと思っております。この間ですね、行政が努力されたんだなというふうに思いますが、同僚議員が厳しく質問してるんですよ。保留という今答弁をいただきましたが、同僚議員が一般質問は終わっているんで、できないんですが、これは問題になるですよ。こんなことが保留で通るんですか、議決事項ですよ。町長が言わんとすることは僕は理解します。保留、正解だと思っています。しかし、議会という流れの中で、議決事項をそう簡単に保留ですかと。じゃ、議会の質問が悪かったけん保留ということにとられたらどうするんですか。議会の立場はありませんので、そういうことはならないと思いますが、余りにも40,000千円という金額が大き過ぎたので、それはそれとして、町長がお決めで保留ということでございますので、あとは888事業ということで取り組みをされるものだと思っておりますので、議会に報告はあるでしょう。しかし、保留ですから、死んでいるわけではないですよ。

そうしますと、もう一点だけお尋ねをしておきます。この交付金というのは、888事業がどういうふうなものか僕はよくわかりませんが、要綱は今後出てくだろうと予測をします。そういう中で、公募をとられたんだらうかと。9月の定例会を僕はのほほんとして聞きよったんですが、ブドウをつくる、マスカットをつくる、そのための補助金だということが後で僕はわかったんで質問させていただいてるんですが、保留はされても888事業でもそういったブドウをつくるということにかわりはないでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

県単事業については県のほうが事業主体でありますので、我々が事業主体ではないので

で、申請自体も県のほうに申請が上がっていくものと思います。それは県の事業はさまざまな農業関連で行われておりますので、今後につきましては県当局でお考えになっていかれるものと思いますけれども、これを2階建ての予算にする必要があるという意味で先ほど申し上げたのは、すみ分けがしっかりできなかった部分もあるということです。すみ分けができます、すみ分けをつくり、すみ分けをしっかりと町単独事業で行うということをベースに御予算をいただいたということで、これを執行することは逆に問題点が多いというふうに判断をいたしております。また、認定農家についての御要望もいただいておりますが、これについては認定農家のみを要件にするような——県単事業はですね。県単事業は——県単といいますか、ふるさと産業活性化事業交付金については認定農家だけを対象にしているわけではないというふうに聞き及んでございます。町単独ということではなく、2階建てにすることでより活用しやすい県の事業というふうに変えていきながらですね、この要綱を整備していきたいというふうに考えてございます。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長のほうから詳しく御説明いただきましたところではございますが、ぜひともこの888事業というのは県が事業主体になるということで認識してよろしいですね。そうしますとですよ、保留というのがどうなるんだろうかなというふうに思います。マイナス予算になるだろうと思いますが、それはそれとして、いいことなんだと僕は思っています。ただ、目的があったわけですね、これ。マスカットをつくるよと。マスカットをつくって、あと、これは僕の想像ですが、ふるさと納税の返礼品に充てられるのではなかろうかと想像していたんですが、保留になって非常に残念と思っています。遅れますからね。町としても、同僚議員がしつこく認定農業者とか条件をつけておられました。それから、決算書とかですね。要綱を早くつくってくれということに時間がかかっていたようでございます。しかしながら、今度は県の要綱に基づいて、事業主体は県に移りますよということでしょう。事業主体が県に移りますよということでしょう。そうすると、町は40,000千円の中から裏負担をしますよということが1点だろうと思いますが、県の事業が移ることについて何%ぐらいの補助金が出るのでしょうか、わかればお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

要綱は今の40,000千円を前提とした要綱じゃありません。要綱案をしっかりと次の審議に備えてつくっていききたいというふうに申し上げたところです。現在のこの交付金については、県事業とのすみ分けをするということを前提にいただいた予算でありますので、これについて執行するつもりは今のところないという意味で保留と申し上げたところでございます。

○7番（吉富 隆君）

この事業をするに当たって、町としての目的があったんだろうと僕は思いますが、目的は何だろうかという、今、感じがしております。上峰町民の農家の方のためになることであ

るので、ぜひこれは進めていただきたいなと思っております。恐らくよその町の方がするわけじゃないだろうと僕は思ってますんで、その辺はまた聞く必要もないだろうと思ってます。そうですね、議決事項なんですよ、これね。同僚議員が質問をされておりますので、どう判断されるのかも一つの方法になろうかなと思いますが、この会期中に質問はできませんので、どうですかね、疑問はあるけれども、ぜひとも農家のためになることを進めていただきたいというのが基本的な考えです。ぜひともやっていただきたいと。

パーセントがどのくらい出るかという質問をしたんですが、出てこないんですが、888事業について県の要綱に基づいてやられると何%ぐらいの補助金が出るだろうか、総額がどのくらいかかるかに対して何%ということで、100%はあり得ないね、裏負担を町がするんでしょうが、その辺がわかれば教えてください。

○町長（武廣勇平君）

888の事業についての町の補助要綱等はまだできておりません。よって、どれぐらい負担する予定かについてもここで答弁できないものと思います。本年度予算については40,000千円の予算をいただいております、それに対する質疑については先ほど申し上げたとおりで、今年度中に交付金の充用については議決をいただいたときの答弁内容と整合性がとれないために執行を停止せざるを得ないということでございます。

○7番（吉富 隆君）

執行権を持つ町長が言われたことについては私も賛成でございますので、やっていただきたいと思います。しかしながら、パーセンテージについてはまだわからないということで理解をしました。いずれこの問題については議会に上がってくるであろうと思いますので、そのときに質問をさせていただければ幸いかと思っております。

こういう事業展開に町が努力されていることに対して足を引っ張るような質問はいかななものかと僕は思ってますので、農業にもぜひいろいろと力を今後入れていただきたいというふうに思っております。農業のことならですね、ある程度詳しいと、何十年としてますからですね、思っておりますので、ぜひともほかの事業も農家のためになるような事業展開を課長さんお願いしておきます。

くれぐれもそういうことをお願いしてですね、以上、3点の質問を終わらせていただきます。大変御静聴ありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。

○7番（吉富 隆君）

はい、要りません。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本

日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時41分 散会